

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
Stylesheet Version v1.2

Assignment ID: PATI80123

SUBMISSION TYPE:	RESUBMISSION
NATURE OF CONVEYANCE:	MERGER
EFFECTIVE DATE:	04/01/2023
RESUBMIT DOCUMENT ID:	508351657
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
MITSUI E&S MACHINERY CO., LTD.	04/01/2023
RECEIVING PARTY DATA	
Company Name:	MITSUI E&S CO., LTD.
Street Address:	6-4, TSUKIJI 5-CHOME
City:	TOKYO
State/Country:	JAPAN
PROPERTY NUMBERS Total: 3	
Property Type	Number
Patent Number:	9247589
Patent Number:	8890042
Patent Number:	10136476
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	2024576315
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>	
Phone:	2024576000
Email:	ip-squire@squirepb.com,sonia.whitney@squirepb.com
Correspondent Name:	SQUIRE PB (DC OFFICE)
Address Line 1:	2550 M STREET, NW
Address Line 4:	WASHINGTON, DISTRICT OF COLUMBIA 20037
NAME OF SUBMITTER:	Sonia Whitney
SIGNATURE:	Sonia Whitney
DATE SIGNED:	03/08/2024
Total Attachments: 76	
source=062533_00167-Assignment-Cover-Sheet#page1.tif	
source=062533_00167-Commercial-Register-Mitsui#page1.tif	
source=062533_00167-Commercial-Register-Mitsui#page2.tif	
source=062533_00167-Commercial-Register-Mitsui#page3.tif	

[illegible]

source=062533_00167-Commercial-Register-Mitsui#page52.tif
source=062533_00167-Commercial-Register-Mitsui#page53.tif
source=062533_00167-Commercial-Register-Mitsui#page54.tif
source=062533_00167-Commercial-Register-Mitsui#page55.tif
source=062533_00167-Commercial-Register-Mitsui#page56.tif
source=062533_00167-Commercial-Register-Mitsui#page57.tif
source=062533_00167-Commercial-Register-Mitsui#page58.tif
source=062533_00167-Commercial-Register-Mitsui#page59.tif
source=062533_00167-Commercial-Register-Mitsui#page60.tif
source=062533_00167-Commercial-Register-Mitsui#page61.tif
source=062533_00167-Commercial-Register-Mitsui#page62.tif
source=062533_00167-Commercial-Register-Mitsui#page63.tif
source=062533_00167-Commercial-Register-Mitsui#page64.tif
source=062533_00167-Commercial-Register-Mitsui#page65.tif
source=062533_00167-Commercial-Register-Mitsui#page66.tif
source=062533_00167-Commercial-Register-Mitsui#page67.tif
source=062533_00167-Commercial-Register-Mitsui#page68.tif
source=062533_00167-Commercial-Register-Mitsui#page69.tif
source=062533_00167-Commercial-Register-Mitsui#page70.tif
source=062533_00167-Commercial-Register-Mitsui#page71.tif
source=062533_00167-Commercial-Register-Mitsui#page72.tif
source=062533_00167-Commercial-Register-Mitsui#page73.tif
source=062533_00167-Commercial-Register-Mitsui#page74.tif
source=062533_00167-Commercial-Register-Mitsui#page75.tif

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT8398844

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT		
NATURE OF CONVEYANCE:	MERGER		
EFFECTIVE DATE:	04/01/2023		
CONVEYING PARTY DATA			
Name			Execution Date
MITSUI E&S MACHINERY CO., LTD.			04/01/2023
RECEIVING PARTY DATA			
Name:	MITSUI E&S CO., LTD.		
Street Address:	6-4, TSUKIJI 5-CHOME		
Internal Address:	CHUO-KU		
City:	TOKYO		
State/Country:	JAPAN		
PROPERTY NUMBERS Total: 3			
Property Type	Number		
Patent Number:	9247589		
Patent Number:	8890042		
Patent Number:	10136476		
CORRESPONDENCE DATA			
Fax Number:	(202)457-6315		
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>			
Phone:	2024576000		
Email:	ip-squire@squirepb.com, douglas.goldhush@squirepb.com, sonia.whitney@squirepb.com		
Correspondent Name:	SQUIRE PB (DC OFFICE)		
Address Line 1:	2550 M STREET, NW		
Address Line 4:	WASHINGTON, D.C. 20037		
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	062533.00167		
NAME OF SUBMITTER:	DOUGLAS H. GOLDHUSH		
SIGNATURE:	/Douglas H. Goldhush/		
DATE SIGNED:	01/24/2024		
Total Attachments: 74			
source=062533_00167-Commercial-Register-Mitsui#page1.tif			
source=062533_00167-Commercial-Register-Mitsui#page2.tif			

VERIFICATION OF TRANSLATION

I, Kazuya USUI,

c/o ISONO INTERNATIONAL PATENT OFFICE, P.C.,

Ichibancho Tokyu Building, 21 Ichibancho, Chiyoda-ku, Tokyo 1020082, Japan

hereby declare that I am well acquainted with both English and Japanese languages,

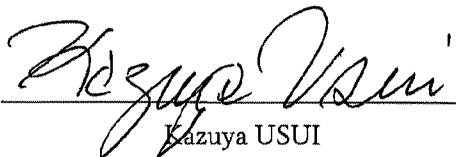
and that the attached document is a true and correct translation of the related parts of

Certificate of All Historical Matters issued on August 30, 2023

(Corporate registration number: 0100-01-034946)

to the best of my knowledge and belief.

Dated on this *07th* day of March 2024 at Tokyo, Japan


Kazuya USUI
Patent Attorney

Certificate of All Historical Matters

6-4, Tsukiji 5-chome, Chuo-ku, Tokyo, Japan
 MITSUI E&S Co., Ltd.

Corporate registration number	0100-01-034946	
Trade name	<u>Mitsui E&S Holdings Co., Ltd.</u>	Changed on April 01, 2018
		Registered on April 03, 2018
	MITSUI E&S Co., Ltd.	Changed on April 01, 2023
		Registered on April 03, 2023
Location of Head Office	6-4, Tsukiji 5-chome, Chuo-ku, Tokyo, Japan	
Not translated due to irrelevant matters	Not translated due to irrelevant matters	

Pages from 2 to 68 are not translated due to irrelevant matters

6-4, Tsukiji 5-chome, Chuo-ku, Tokyo, Japan
MITSUI E&S Co., Ltd.

Not translated due to irrelevant matters	Not translated due to irrelevant matters
Absorption-type merger	Merger with Mitsui E&S Machinery Co., Ltd. of 6-4, Tsukiji 5-chome, Chuo-ku, Tokyo, Japan on April 01, 2023. Registered on April 03, 2023
	Merger with Mitsui E&S Business Service Co., Ltd. of 6-4, Tsukiji 5-chome, Chuo-ku, Tokyo, Japan on April 01, 2023. Registered on April 03, 2023
Not translated due to irrelevant matters	Not translated due to irrelevant matters

6-4, Tsukiji 5-chome, Chuo-ku, Tokyo, Japan
MITSUI E&S Co., Ltd.

This document is a certified copy of a transcript containing all matters registered in the commercial register, except for closed matters.

August 30, 2023
Tokyo Legal Affairs Bureau
Registrar

Michiyo SATO

Reference Number A425611 * The Underlined indicate deleted matters.

70/70

履歴事項全部証明書

東京都中央区築地五丁目6番4号
株式会社三井E&S

会社法人等番号	0100-01-034946		
商号	株式会社三井E&Sホールディングス	平成30年	4月 1日変更
		平成30年	4月 3日登記
	株式会社三井E&S	令和 5年	4月 1日変更
		令和 5年	4月 3日登記
本店	東京都中央区築地五丁目6番4号		
電子提供措置に関する規定	当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。	令和 4年	9月 1日設定
		令和 4年	9月 9日登記
公告をする方法	当会社の公告方法は電子公告とする。 https://www.mes.co.jp/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内で発行する日本経済新聞に掲載する。	平成30年	6月27日変更
		平成30年	7月10日登記
会社成立の年月日	昭和12年7月31日		
目的	1 当会社は次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。 (1) 船舶、艇艇、エアクション艇およびこれらに関連する機器、装置、部材の設計、製作、建造、据付、改造、修理、調達、運営、操業、保守、管理、販売、賃貸借および解体 (2) 海上作業台その他の海洋構造物の設計、製作、据付、修理、運営、操業、保守、管理、販売、賃貸借および技術の提供 (3) 内燃機関、タービン、ボイラその他の原動機および発電機ならびにこれらの補助機械類の設計、製作、据付ならびに修理 (4) 化学工業用およびその他の各種産業用プラント、機器、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理 (5) 原子力産業用機械、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理 (6) 公害防止用および環境改善用機械、装置、部材および付属施設の設計、製作、据付ならびに修理 (7) 橋梁、鉄骨、鉄管、水門、タンク類およびその他の鉄鋼構造物ならびにコンクリート構造物の設計、製作、据付ならびに修理 (8) 自動車その他の各種車両ならびにクレーン、車両その他の運搬用および荷役用機械、装置、部材の設計、製作、据付、整備、修理、加工。		

	貸貸借ならびに販売
(9)	建設用および資源開発用機械、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理
(10)	航空機、宇宙機器、飛しょう体およびこれらの関連設備、機器、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理
(11)	通信機器、事務用機器、検査・計測機器、分離・精製機器、医療用具・機器、制御機器、ロボットおよびこれらの関連機器、部材の開発、設計、製作、据付、修理、加工ならびに販売
(12)	珪素製品、セラミックス、シリコン、シリコンデバイス、炭素、ハニカム、サンドイッチ構造材料その他の素材の製造、販売ならびにその製造・加工装置、部材、金型、木型の設計、製作、据付ならびに修理
(13)	兵器の製作および修理
(14)	土木、建築、測量工事等の請負、施工および土木・建築物の設計、工事監理
(15)	宅地造成、住宅建築の設計、施工、監理ならびに不動産およびこれに付帯する各種設備、装置の所有、貸貸借、売買、仲介、斡旋、管理、鑑定
(16)	地域開発、都市開発、海洋開発、資源開発および環境整備に関する企画、設計、監理
(17)	寮、社宅、食堂、理髪店その他企業等の厚生施設、ビル、研修・医療・スポーツ施設、遊園地等のレジャー施設、薬局、ホテル・宿泊施設、飲食店、ホームセンター、園芸店、ガソリンスタンド、自動車教習所、カルチャースクール、スポーツクラブ、駐車場の建設、貸貸借、管理、企画、運営
(18)	農畜水産物、飲食料品、煙草、化粧品、工業薬品、医薬品、切手、ブライドウェア、書籍、スポーツ用品、文具、事務用機器、学習教材、家庭用電気製品、インテリア製品、貴金属、装身具、工芸品、日用品雑貨類、飼料、ガソリン、灯油その他燃料および石油製品の販売
(19)	コンピュータハードウェア・ソフトウェアおよびこれに関連する通信、設計、測量等の機器、システムの開発、設計、製作、据付、修理、貸貸借および販売ならびにコンピュータシステムの操作、保守、管理、コンピュータを利用した各種計算事務および教育訓練サービスの受託ならびに情報の処理および提供に関する事業
(20)	貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、海運業、航空運輸業、倉庫業、旅行業、通関業、一般・産業廃棄物処理業、労働者派遣事業
(21)	発電および電気の供給に関する事業
(22)	総合リース業および他の事業に対する保証、貸付、投資
(23)	海洋石油、ガス、鉱物資源開発に関する鉱業権の取得、売買および貸貸借
(24)	高齢者、病人、身体障害者に対する介護事業
(25)	試験、検査、測定、調査、分析、解析および評価に関する事業
(26)	損害保険代理業および生命保険の募集業ならびに消費生活協同組合法に基づく共済代理店業
(27)	福利厚生業務の受託管理業務および一般庶務の受託業務
(28)	警備保障、防火防災活動に関する業務、安全衛生に関する業務
(29)	各種印刷物の企画、製作、印刷、オフセット・メーション機器による文書の作成、複写および印刷業務、写真業および商業写真業、コンピュータによる文書その他の情報の入出力、加工および保管業務
(30)	前各号に掲げるもののコンピュータ・グラフィックス業務、コンピュータグラフィックス業務および運転・メンテナンスに関する業務
(31)	前各号に掲げるものの売買、中古販売、輸出入、貸貸借および付帯関

	連事業 2. 当会社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。 平成30年 4月 1日変更 平成30年 4月 3日登記 1. 当会社は次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社（外国会社を含む。）組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。 (1) 船舶、艦艇、エアクッション艇およびこれらに関連する機器、装置、部材の設計、製作、建造、据付、改造、修理、調達、運営、操業、保守、管理、販売、賃貸借および解体 (2) 面上作業台その他の海洋構造物の設計、製作、据付、修理、運営、操業、保守、管理、販売、賃貸借および技術の提供 (3) 内燃機関、タービン、ボイラその他の原動機および発電機ならびにこれらの補助機械類の設計、製作、据付ならびに修理 (4) 化学工業用およびその他の各種産業用プラント、機器、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理 (5) 原子力産業用機械、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理 (6) 公害防止用および環境改善用機械、装置、部材および付属施設の設計、製作、据付ならびに修理 (7) 橋梁、鉄骨、鉄管、水門、タンク類およびその他の鉄鋼構造物ならびにコンクリート構造物の設計、製作、据付ならびに修理 (8) 自動車その他の各種車両ならびにクレーン、車両その他の運搬用および荷役用機械、装置、部材の設計、製作、据付、整備、修理、加工、賃貸借ならびに販売 (9) 建設用および資源開発用機械、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理 (10) 航空機、宇宙機器、飛行体およびこれらの関連設備、機器、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理 (11) 通信機器、事務用機器、検査・計測機器、分離・精製機器、医療用具・機器、制御機器、ロボットおよびこれらの関連機器、部材の開発、設計、製作、据付、修理、加工ならびに販売 (12) 鋳造造品、セラミックス、シリコン、シリコンデバイス、炭素、ハニカム、サンドイッチ構造材料その他の素材の製造、販売ならびにその製造・加工装置、部材、金型、本型の設計、製作、据付ならびに修理 (13) 兵器の製作および修理 (14) 土木、建築、測量工事等の請負、施工および土木・建築物の設計、工事監理 (15) 宅地造成、住宅建築の設計、施工、監理ならびに不動産およびこれに付帯する各種設備、装置の所有、賃貸借、売買、仲介、斡旋、管理、鑑定 (16) 地域開発、都市開発、海洋開発、資源開発および環境整備に関する企画、設計、監理 (17) 寮、社宅、食堂、理髪店その他企業等の厚生施設、ビル、研修・医療・スポーツ施設、遊園地等のレジャー施設、薬局、ホテル・宿泊施設、飲食店、ホームセンター、園芸店、カントリークラブ、自動車教習所、カルチャースクール、スポーツクラブ、駐車場の建設、賃貸借、管理、企画、運営 (18) 農畜水産物、飲食物品、煙草、化粧品、工業製品、医薬品、切手、フリーメイカード、書籍、スポーツ用品、文具、事務用機器、学習教材、
--	---

	家庭用電気製品、インテリア製品、貴金属、装身具、工芸品、日用品、雑貨類、飼料、ガソリン、灯油その他燃料および石油製品の販売 (19) コンピュータハードウェア・ソフトウェアおよびこれに関連する通信、設計、測定等の機器、システムの開発、設計、製作、据付、修理、賃貸借および販売ならびにコンピュータシステムの操作、保守、管理 コンピュータを利用した各種計算事務および教育訓練サービスの受託ならびに情報の処理および提供に関する事業 (20) 貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、海運業、航空運輸業、倉庫業、旅行業、通関業、一般・産業廃棄物処理業労働者派遣事業 (21) 発電および電気の供給に関する事業 (22) 総合リース業および他の事業に対する保証、貸付、投資 (23) 海洋石油、ガス、鉱物資源開発に関する鉱業権の取得、売買および賃貸借 (24) 高齢者、病人、身体障害者に対する介護事業 (25) 試験、検査、測定、調査、分析、解析および評価に関する事業 (26) 損害保険代理業および生命保険の募集業ならびに消費生活協同組合法に基づく共済代理店業 (27) 福利厚生業務の受託管理業務および一般庶務の受託業務 (28) 警備保障、防災防災活動に関する業務、安全衛生に関する業務 (29) 各種印刷物の企画、製作、印刷、オフィスオートメーション機器による文書の作成、複写および印刷業務、写真業および商業写真業、コンピュータによる文書その他の情報の入出力、加工および保管業務 (30) 前各号に掲げるもののコンサルティング業務、エンジニアリング業務および運転・メンテナンスに関する業務 (31) 前各号に掲げるものの売買、中古販売、輸出入、賃貸借および付帯関連事業 2. 当社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。 令和 5 年 4 月 1 日変更 令和 5 年 4 月 3 日登記
1	当社は次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社（外国会社を含む。）の組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。 (1) 船舶、艦艇、エアクッション艇およびこれらに関連する機器、装置、部材の設計、製作、建造、据付、改造、修理、調産、運営、陸揚、保守、管理、販売、賃貸借および解体 (2) 海上作業台その他の海洋構造物の設計、製作、据付、修理、運営、陸揚、保守、管理、販売、賃貸借および技術の提供 (3) 内燃機関、タービン、ボイラその他の原動機および発電機ならびにこれらの補助機械類の設計、製作、据付ならびに修理 (4) 化学工業用およびその他の各種産業用プラント、機器、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理 (5) 原子力産業用機械、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理 (6) 公害防止用および環境改善用機械、装置、部材および付属施設の設計、製作、据付ならびに修理 (7) 橋梁、鉄骨、鉄管、水門、タンクおよびその他の鉄鋼構造物ならびにコンクリート構造物の設計、製作、据付ならびに修理 (8) 自動車その他の各種車両ならびにクレーン、車両その他の運搬用および荷役用機械、装置、部材の設計、製作、据付、整備、修理、加工、賃貸借ならびに販売

	(9) 建設用および資源開発用機械、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理
	(10) 航空機、宇宙機器、飛行体およびこれらの関連設備、機器、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理
	(11) 通信機器、事務用機器、検査・計測機器、分離・精製機器、医療用具・機器、制御機器、ロボットおよびこれらの関連機器、部材の開発、設計、製作、据付、修理、加工ならびに販売
	(12) 鋳鍛造品、セラミックス、シリコン、シリコンデバイス、炭素、ハニカム、サンドイッチ構造材料その他の素材の製造、販売ならびにその製造・加工装置、部材、金型、木型の設計、製作、据付ならびに修理
	(13) 兵器の製作および修理
	(14) 土木、建築、測量工事等の請負、施工および土木・建築物の設計、工事監理
	(15) 宅地造成、住宅建築の設計、施工、監理ならびに不動産およびこれに付帯する各種設備、装置の所有、賃貸借、売買、仲介、斡旋、管理、鑑定
	(16) 地域開発、都市開発、海洋開発、資源開発および環境整備に関する企画、設計、監理
	(17) 寮、社宅、食堂、理髪店その他企業等の厚生施設、ビル、研修・医療・スポーツ施設、遊園地等のレジャー施設、薬局、ホテル・宿泊施設、飲食店、ホームセンター、園芸店、ガソリンスタンド、自動車教習所、カルチャースクール、スポーツクラブ、駐車場の建設、賃貸借、管理、企画、運営
	(18) 農畜水産物、飲食用品、煙草、化粧品、工業薬品、医薬品、切手、プリントカード、書籍、スポーツ用品、文具、事務用機器、学習教材、家庭用電気製品、インテリア製品、貴金屬、装身具、工芸品、日用品雑貨類、飼料、ガソリン、灯油その他燃料および石油製品の販売
	(19) コンピュータハードウェア・ソフトウェアおよびこれに関連する通信、設計、測算等の機器、システムの開発、設計、製作、据付、修理、賃貸借および販売ならびにコンピュータシステムの操作、保守、管理、コンピュータを利用した各種計算事務および教育訓練サービスの受託ならびに情報の処理および提供に関する事業
	(20) 貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、海運業、航空運輸業、倉庫業、旅行業、通関業、一般・産業廃棄物処理業労働者派遣事業
	(21) 発電および電気の供給に関する事業
	(22) 総合リース業および他の事業に対する保証、貸付、投資
	(23) 海洋石油、ガス、鉱物資源開発に関する鉱業権の取得、売買および賃貸借
	(24) 高齢者、病人、身体障害者に対する介護事業
	(25) 試験、検査、測定、調査、分析、解析および評価に関する事業
	(26) 損害保険代理業および生命保険の募集業ならびに消費生活協同組合に基づく共済代理店業
	(27) 福利厚生業務の受託管理業務および一般庶務の受託業務
	(28) 警備保障、防火防災活動に関する業務、安全衛生に関する業務
	(29) 各種印刷物の企画、製作、印刷、オフィスオートメーション機器による文書の作成、複写および印刷業務、写真業および商業写真業、コンピュータによる文書その他の資料の入出力、加工および保管業務
	(30) 前各号に掲げるもののコンサルティング業務、エンジニアリング業務および運転・メンテナンスに関する業務
	(31) 前各号に掲げるものの売買、中古販売、輸出入、賃貸借および付帯関連事業

2. 当会社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。

令和 5 年 5 月 1 日更正

当会社は次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）、その他これに準ずる事業体の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。

- (1) 船舶、艦艇、エアクション艇およびこれらに関連する機器、装置、部材の設計、製作、建造、据付、改造、修理、調達、運営、操業、保守、管理、販売、賃貸借および解体
- (2) 海上作業台その他の海洋構造物の設計、製作、据付、修理、運営、操業、保守、管理、販売、賃貸借および技術の提供
- (3) 内燃機関、タービン、ボイラその他の原動機および発電機ならびにこれらの補助機械類の設計、製作、据付ならびに修理
- (4) 化学工業用およびその他の各種産業用プラント、機器、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理
- (5) 原子力産業用機械、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理
- (6) 公害防止用および環境改善用機械、装置、部材および付属施設の設計、製作、据付ならびに修理
- (7) 橋梁、鉄骨、鉄管、水門、タンク類およびその他の鉄鋼構造物ならびにコンクリート構造物の設計、製作、据付ならびに修理
- (8) 自動車その他の各種車両ならびにクレーン、車両その他の運搬用および荷役用機械、装置、部材の設計、製作、据付、整備、修理、加工、賃貸借ならびに販売
- (9) 建設用および資源開発用機械、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理
- (10) 航空機、宇宙機器、飛行体およびこれらに関連設備、機器、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理
- (11) 通信機器、事務用機器、検査・計測機器、分離・精製機器、医療用具・機器、制御機器、ロボットおよびこれらに関連機器、部材の開発、設計、製作、据付、修理、加工ならびに販売
- (12) 鋳鍛造品、セラミックス、シリコン、シリコンデバイス、炭素、ハニカム、サンドイッチ構造材料その他の素材の製造、販売ならびにその製造・加工装置、部材、金型、木型の設計、製作、据付ならびに修理
- (13) 兵器の製作および修理
- (14) 土木、建築、測量工事等の請負、施工および土木・建築物の設計、工事監理
- (15) 宅地造成、住宅建築の設計、施工、監理ならびに不動産およびこれに付帯する各種設備、装置の所有、賃貸借、売買、仲介、斡旋、管理、鑑定
- (16) 地域開発、都市開発、海洋開発、資源開発および環境整備に関する企画、設計、監理
- (17) 衣、社宅、食堂、理髪店その他企業等の厚生施設、ビル、研修・医療・スポーツ施設、遊園地等のレジャー施設、集局、ホテル・宿泊施設、飲食店、ホームセンター、图书专营店、ガソリンスタンド、自動車教習所、カルチャースクール、スポーツクラブ、駐車場の建設、賃貸借、管理、企画、運営
- (18) 農畜水産物、飲食料品、煙草、化粧品、工業薬品、医薬品、切手、プリントカーズ、書籍、スポーツ用品、文具、事務用機器、学習教材、家庭用電気製品、インテリア製品、貴金属、装身具、工芸品、日用品

	雑貨類、飼料、ガソリン、灯油その他燃料および石油製品の販売 (19) コンピュータハードウェア・ソフトウェアおよびこれに関連する通信、設計、測量等の機器、システムの開発、設計、製作、据付、修理、賃貸借および販売ならびにコンピュータシステムの操作、保守、管理、コンピュータを利用した各種計算事務および教育訓練サービスの受託ならびに情報の処理および提供に関する事業 (20) 貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、海運業、航空運輸業、倉庫業、旅行業、通関業、一般・産業廃棄物処理業労働者派遣事業 (21) 発電および電気の供給に関する事業 (22) 総合リース業および他の事業に対する保証、貸付、投資 (23) 海洋石油、ガス、鉱物資源開発に関する鉱業権の取得、売買および賃貸借 (24) 高齢者、病人、身体障害者に対する介護事業 (25) 試験、検査、測定、調査、分析、解析および評価に関する事業 (26) 損害保険代理業および生命保険の募集業ならびに消費生活協同組合法に基づく共済代理店業 (27) 福利厚生業務の受託管理業務および一般庶務の受託業務 (28) 警備保障、防火防災活動に関する業務、安全衛生に関する業務 (29) 各種印刷物の企画、製作、印刷、オフィスオートメーション機器による文書の作成、複写および印刷業務、写真業および商業写真業、コンピュータによる文書その他の情報の入出力、加工および保管業務 (30) 前各号に掲げるもののコンサルティング業務、エンジニアリング業務および運転・メンテナンス等に関するサービス業務 (31) 前各号に掲げるものに付帯または関連する一切の事業 令和 5年 6月28日変更 令和 5年 7月 7日登記 令和 5年 8月10日抹消
	1. 当会社は次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社（外国会社を含む。）を組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。 (1) 船舶、艦艇、エアクション艇およびこれらに関連する機器、装置、部材の設計、製作、建造、据付、改造、修理、調達、運営、操業、保守、管理、販売、賃貸借および解体 (2) 海上作業台その他の海洋構造物の設計、製作、据付、修理、運営、操業、保守、管理、販売、賃貸借および技術の提供 (3) 内燃機関、タービン、ボイラその他の原動機および発電機ならびにこれらの補助機械類の設計、製作、据付ならびに修理 (4) 化学工業用およびその他の各種産業用プラント、機器、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理 (5) 原子力産業用機械、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理 (6) 公害防止用および環境改善用機械、装置、部材および付属施設の設計、製作、据付ならびに修理 (7) 橋梁、鉄骨、鉄管、水門、タンク類およびその他の鉄鋼構造物ならびにコンクリート構造物の設計、製作、据付ならびに修理 (8) 自動車その他の各種車両ならびにクレーン、車両その他の運搬用および荷役用機械、装置、部材の設計、製作、据付、整備、修理、加工、賃貸借ならびに販売 (9) 建設用および資源開発用機械、装置、部材の設計、製作、据付ならび

	に修理
(10)	航空機、宇宙機器、飛しょう体およびこれらの関連設備、機器、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理
(11)	通信機器、事務用機器、検査・計測機器、分離・精製機器、医療用具・機器、制御機器、ロボットおよびこれらの関連機器、部材の開発、設計、製作、据付、修理、加工ならびに販売
(12)	鋳鍛造品、セラミックス、シリコン、シリコンデバイス、炭素、ハニカム、サンドイッチ構造材料その他の素材の製造、販売ならびにその製造・加工装置、部材、金型、木型の設計、製作、据付ならびに修理
(13)	兵器の製作および修理
(14)	土木、建築、測量工事等の請負、施工および土木・建築物の設計、工事監理
(15)	宅地造成、住宅建築の設計、施工、監理ならびに不動産およびこれに付帯する各種設備、装置の所有、賃貸借、売買、仲介、斡旋、管理、鑑定
(16)	地域開発、都市開発、海洋開発、資源開発および環境整備に関する企画、設計、監理
(17)	寮、社宅、食堂、理髪店その他企業等の厚生施設、ビル、研修・医療・スポーツ施設、遊園地等のレジャー施設、薬局、ホテル・宿泊施設、飲食店、ホームセンター、園芸店、ガソリンスタンド、自動車教習所、カルチャースクール、スポーツクラブ、駐車場の建設、賃貸借、管理、企画、運営
(18)	農畜水産物、飲食料品、煙草、化粧品、工業薬品、医薬品、切手、プリペイドカード、書籍、スポーツ用品、文具、事務用機器、学習教材、家庭用電気製品、インテリア製品、貴金属、装身具、工芸品、日用品雑貨類、飼料、ガソリン、灯油その他燃料および石油製品の販売
(19)	コンピュータハードウェア・ソフトウェアおよびこれに関連する通信、設計、測定等の機器、システムの開発、設計、製作、据付、修理、賃貸借および販売ならびにコンピュータシステムの操作、保守、管理、コンピュータを利用した各種計算事務および教育訓練サービスの受託ならびに情報の処理および提供に関する事業
(20)	貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、海運業、航空運輸業、倉庫業、旅行業、通関業、一般・産業廃棄物処理業労働者派遣事業
(21)	発電および電気の供給に関する事業
(22)	総合リース業および他の事業に対する保証、貸付、投資
(23)	海洋石油、ガス、鉱物資源開発に関する鉱業権の取得、売買および賃貸
(24)	高齢者、病人、身体障害者に対する介護事業
(25)	試験、検査、測定、調査、分析、解析および評価に関する事業
(26)	損害保険代理業および生命保険の募集業ならびに消費生活協同組合法に基づく共済代理店業
(27)	福利厚生業務の受託管理業務および一般庶務の受託業務
(28)	警備保障、防火防災活動に関する業務、安全衛生に関する業務
(29)	各種印刷物の企画、製作、印刷、オフセットメーキング機器による文書の作成、複写および印刷業務、写真業および商業写真業、コンピュータによる文書その他の情報の入出力、加工および保管業務
(30)	前各号に掲げるもののコンサルティング業務、エンジニアリング業務および運転・メンテナンスに関する業務
(31)	前各号に掲げるものの売買、中古販売、輸出入、賃貸借および付帯関連事業
2.	当会社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むこ

とができる。

令和 5年 8月10日抹消
により回復

令和 5年 8月10日抹消

1. 当会社は次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社（外国会社を含む。）組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。
 - (1) 船舶、艦艇、エアクッション艇およびこれらに関連する機器、装置、部材の設計、製作、建造、据付、改造、修理、調座、運営、操業、保守、管理、販売、賃貸借および解体
 - (2) 海上作業台その他の海洋構造物の設計、製作、据付、修理、運営、操業、保守、管理、販売、賃貸借および技術の提供
 - (3) 内燃機関、タービン、ボイラその他の原動機および発電機ならびにこれらの補助機械類の設計、製作、据付ならびに修理
 - (4) 化学工業用およびその他の各種産業用プラント、機器、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理
 - (5) 原子力産業用機械、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理
 - (6) 公害防止用および環境改善用機械、装置、部材および付属施設の設計、製作、据付ならびに修理
 - (7) 橋梁、鉄骨、鉄管、水門、タンク類およびその他の鉄鋼構造物ならびにコンクリート構造物の設計、製作、据付ならびに修理
 - (8) 自動車その他の各種車両ならびにクレーン、車両その他の運搬用および荷役用機械、装置、部材の設計、製作、据付、整備、修理、加工、賃貸借ならびに販売
 - (9) 建設用および資源開発用機械、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理
 - (10) 航空機、宇宙機器、飛行体およびこれらの関連設備、機器、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理
 - (11) 通信機器、事務用機器、検査・計測機器、分離・精製機器、医療用具・機器、制御機器、ロボットおよびこれらの関連機器、部材の開発、設計、製作、据付、修理、加工ならびに販売
 - (12) 鋳造品、セラミックス、シリコン、シリコンデバイス、炭素、ハニカム、サンドイッチ構造材料その他の素材の製造、販売ならびにその製造・加工装置、部材、金型、本型の設計、製作、据付ならびに修理
 - (13) 兵器の製作および修理
 - (14) 土木、建築、測量工事等の請負、施工および土木・建築物の設計、工事監理
 - (15) 宅地造成、住宅建築の設計、施工、監理ならびに不動産およびこれに付帯する各種設備、装置の所有、賃貸借、売買、仲介、斡旋、管理、鑑定
 - (16) 地域開発、都市開発、海洋開発、資源開発および環境整備に関する企画、設計、監理
 - (17) 倉、社宅、食堂、理髪店その他企業等の厚生施設、ビル、研修・医療・スポーツ施設、遊園地等のレジャー施設、薬局、ホテル・宿泊施設、飲食店、ホームセンター、園芸店、ガソリンスタンド、自動車教習所、カレッジスクール、スポーツクラブ、駐車場の建設、賃貸借、管理、企画、運営

	(18) 農畜水産物、飲食料品、煙草、化粧品、工業薬品、医薬品、切手、プリイドカード、書籍、スポーツ用品、文具、事務用機器、学習教材、家庭用電気製品、インテリア製品、貴金属、装身具、工芸品、日用品、雑貨類、飼料、ガソリン、灯油その他燃料および石油製品の販売 (19) コンピュータハードウェア・ソフトウェアおよびこれに関連する通信、設計、測量等の機器、システムの開発、設計、製作、据付、修理、賃貸借および販売ならびにコンピュータシステムの操作、保守、管理、コンピュータを利用した各種計算事務および教育訓練サービスの受託ならびに情報の処理および提供に関する事業 (20) 貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、海運業、航空運輸業、倉庫業、旅行業、通関業、一般・産業廃棄物処理業労働者派遣事業 (21) 発電および電気の供給に関する事業 (22) 総合リース業および他の事業に対する保証、貸付、投資 (23) 海洋石油、ガス、鉱物資源開発に関する鉱業権の取得、売買および賃貸借 (24) 高齢者、病人、身体障害者に対する介護事業 (25) 試験、検査、測定、調査、分析、解析および評価に関する事業 (26) 損害保険代理業および生命保険の募集業ならびに消費生活協同組合法に基づく共済代理店業 (27) 福利厚生業務の受託管理業務および一般庶務の受託業務 (28) 警備保障、防火防災活動に関する業務、安全衛生に関する業務 (29) 各種印刷物の企画、製作、印刷、オフィスオートメーション機器による文書の作成、複写および印刷業務、写真業および商業写真業、コンピュータによる文書その他の情報の入出力、加工および保管業務 (30) 前各号に掲げるもののコンサルティング業務、エンジニアリング業務および運転・メンテナンスに関する業務 (31) 前各号に掲げるものの売買、中古販売、輸出入、賃貸借および付帯関連事業 2. 当会社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。 令和 5 年 8 月 10 日株主 により回復
1.	当会社は次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社（外国会社を含む。）組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。 (1) 船舶、艦艇、エアクッション艇およびこれらに関連する機器、装置、部材の設計、製作、建造、据付、改造、修理、調査、運営、操業、保守、管理、販売、賃貸借および解体 (2) 海上作業台その他の海洋構造物の設計、製作、据付、修理、運営、操業、保守、管理、販売、賃貸借および技術の提供 (3) 内燃機関、タービン、ボイラその他の原動機および発電機ならびにこれらの補助機械類の設計、製作、据付ならびに修理 (4) 化学工業用およびその他の各種産業用プラント、機器、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理 (5) 原子力産業用機械、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理 (6) 公害防止用および環境改善用機械、装置、部材および付属施設の設計、製作、据付ならびに修理 (7) 橋梁、鉄骨、鉄管、水門、クレーン類およびその他の鉄鋼構造物ならびにコンクリート構造物の設計、製作、据付ならびに修理

	(8) 自動車その他の各種車両ならびにクレーン、車両その他の運搬用および荷役用機械、装置、部材の設計、製作、据付、整備、修理、加工、賃貸借ならびに販売
	(9) 建設用および資源開発用機械、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理
	(10) 航空機、宇宙機器、飛しょう体およびこれらの関連設備、機器、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理
	(11) 通信機器、事務用機器、検査・計測機器、分離・精製機器、医療用具・機器、制御機器、ロボットおよびこれらの関連機器、部材の開発、設計、製作、据付、修理、加工ならびに販売
	(12) 珪素造品、セラミックス、シリコン、シリコンデバイス、炭素、ハニカム、サンドイッチ構造材料その他の素材の製造、販売ならびにその製造・加工装置、部材、金型、本型の設計、製作、据付ならびに修理
	(13) 兵器の製作および修理
	(14) 土木、建築、測量工事等の請負、施工および土木・建築物の設計、工事監理
	(15) 宅地造成、住宅建築の設計、施工、監理ならびに不動産およびこれに付帯する各種設備、装置の所有、賃貸借、売買、仲介、斡旋、管理、鑑定
	(16) 地域開発、都市開発、海洋開発、資源開発および環境整備に関する企画、設計、監理
	(17) 寮、社宅、食堂、理髪店その他企業等の厚生施設、ビル、研修・医療・スポーツ施設、遊園地等のレジャー施設、薬局、ホテル・宿泊施設、飲食店、ホームセンター、図芸店、ガソリンスタンド、自動車教習所、カルチャースクール、スポーツクラブ、駐車場の建設、賃貸借、管理、企画、運営
	(18) 農畜水産物、飲食料品、煙草、化粧品、工業薬品、医薬品、切手、ブライドカード、書籍、スポーツ用品、文具、事務用機器、学習教材、家庭用電気製品、インテリア製品、貴金属、装身具、工芸品、日用品、雑貨類、飼料、ガソリン、灯油その他燃料および石油製品の販売
	(19) コンピュータハードウェア・ソフトウェアおよびこれに関連する通信、設計、測量等の機器、システムの開発、設計、製作、据付、修理、賃貸借および販売ならびにコンピュータシステムの操作、保守、管理、コンピュータを利用した各種計算事務および教育訓練サービスの受託ならびに情報の処理および提供に関する事業
	(20) 貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、荷運業、航空運搬業、倉庫業、旅行業、通関業、一般・産業廃棄物処理業、労働者派遣事業
	(21) 発電および電気の供給に関する事業
	(22) 総合リース業および他の事業に対する保証、貸付、投資
	(23) 海洋石油、ガス、鉱物資源開発に関する鉱業権の取得、売買および賃貸借
	(24) 高齢者、病人、身体障害者に対する介護事業
	(25) 試験、検査、測定、調査、分析、解析および評価に関する事業
	(26) 損害保険代理業および生命保険の募集業ならびに消費生活協同組合法に基づく共済代理店業
	(27) 福利厚生業務の受託管理業務および一般庶務の受託業務
	(28) 警備保障、防火防災活動に関する業務、安全衛生に関する業務
	(29) 各種印刷物の企画、製作、印刷、オフイスオートメーション機器による文書の作成、複写および印刷業務、写真業および商業写真業、コンピュータによる文書その他の情報の入出力、加工および保管業務
	(30) 前各号に掲げるもののコンサルティング業務、エンジニアリング業務

および運輸・メンテナンスに関する業務

(3) 前各号に掲げるものの売買、中古販売、輸出入、賃貸借および付帯関連事業

2. 当会社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。

令和 5 年 8 月 10 日更正

当会社は次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社（外国会社を含む。）組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。

- (1) 船舶、艦艇、エアクション艇およびこれらに関連する機器、装置、部材の設計、製作、建為、据付、改造、修理、調達、運営、操業、保守、管理、販売、賃貸借および解体
- (2) 海上作業台その他の海洋構造物の設計、製作、据付、修理、運営、操業、保守、管理、販売、賃貸借および技術の提供
- (3) 内燃機関、タービン、ボイラその他の原動機および発電機ならびにこれらの補助機械類の設計、製作、据付ならびに修理
- (4) 化学工業用およびその他の各種産業用プラント、機器、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理
- (5) 原子力産業用機械、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理
- (6) 公害防止用および環境改善用機械、装置、部材および付属施設の設計、製作、据付ならびに修理
- (7) 橋梁、鉄骨、鉄管、水門、タンク類およびその他の鉄鋼構造物ならびにコンクリート構造物の設計、製作、据付ならびに修理
- (8) 自動車その他の各種車両ならびにクレーン、車両その他の運搬用および荷役用機械、装置、部材の設計、製作、据付、整備、修理、加工、賃貸借ならびに販売
- (9) 建設用および資源開発用機械、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理
- (10) 航空機、宇宙機器、飛行体およびこれらの関連設備、機器、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理
- (11) 通信機器、事務用機器、検査・計測機器、分離・精製機器、医療器具・機器、制御機器、ロボットおよびこれらの関連機器、部材の開発、設計、製作、据付、修理、加工ならびに販売
- (12) 鋳造品、セラミックス、シリコン、シリコンデバイス、炭素、ハニカム、リンドイッチ構造材料その他の素材の製造、販売ならびにその製造・加工装置、部材、金型、工型の設計、製作、据付ならびに修理
- (13) 兵器の製作および修理
- (14) 土木、建築、測量工事等の請負、施工および土木・建築物の設計、工事監理
- (15) 宅地造成、住宅建築の設計、施工、監理ならびに不動産およびこれに付帯する各種設備、装置の所有、賃貸借、売買、仲介、斡旋、管理、鑑定
- (16) 地域開発、都市開発、海洋開発、資源開発および環境整備に関する企画、設計、監理
- (17) 寮、社宅、食堂、理髪店その他企業等の厚生施設、プール、研修・医療・スポーツ施設、遊園地等のレジャー施設、基局、ホテル・宿泊施設、飲食店、ホームセンター、園芸店、カーリースタンド、自動車教習所、カルチャースクール、スポーツクラブ、駐車場の建設、賃貸借、管理、企画、運営

東京都中央区築地五丁目6番4号

株式会社三井F&S

	(18) 農畜水産物、飲食料品、煙草、化粧品、工業薬品、医薬品、切手、ブライドカード、書籍、スポーツ用品、文具、事務用機器、学習教材、家庭用電気製品、インテリア製品、貴金屬、装身具、工芸品、日用品、雑貨類、飼料、ガソリン、灯油その他燃料および石油製品の販売 (19) コンピュータハードウェア・ソフトウェアおよびこれに関連する通信、設計、測量等の機器、システムの開発、設計、製作、据付、修理、貸貸借および販売ならびにコンピュータシステムの操作、保守、管理、コンピュータを利用した各種計算事務および教育訓練サービスの受託ならびに情報の処理および提供に関する事業 (20) 貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、海運業、航空運輸業、倉庫業、旅行業、通関業、一般産業廃棄物処理業、労働者派遣事業 (21) 発電および電気の供給に関する事業 (22) 総合リース業および他の事業に対する保証、貸付、投資 (23) 海洋石油、ガス、鉱物資源開発に関する鉱業権の取得、売買および貸借 (24) 高齢者、病人、身体障害者に対する介護事業 (25) 試験、検査、測定、調査、分析、解析および評価に関する事業 (26) 損害保険代理業および生命保険の募集業ならびに消費生活協同組合法に基づく経済代理店業 (27) 福利厚生業務の受託管理業務および一般庶務の受託業務 (28) 警備保障、防火防災活動に関する業務、安全衛生に関する業務 (29) 各種印刷物の企画、製作、印刷、オフィスオートメーション機器による文書の作成、複写および印刷業務、写真業および商業写真業、コンピュータによる文書その他の情報の入出力、加工および保管業務 (30) 前各号に掲げるもののコンサルティング業務、エンジニアリング業務および運搬・メンテナンス等に関するサービス業務 (31) 前各号に掲げるものに付帯または関連する一切の事業 令和 5年 6月28日変更 令和 5年 8月10日登記	
単元株式数	100株	平成29年10月 1日変更
		平成29年10月 2日登記
発行可能株式総数	普通株式 100株 A種優先株式 1株	令和 4年 6月28日変更
		令和 4年 7月 7日登記
	1億5000万株	平成29年10月 1日変更
		平成29年10月 2日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 8309万8717株	平成29年10月 1日変更
		平成29年10月 2日登記
	発行済株式の総数 8341万5217株	令和 4年 4月30日変更
		令和 4年 5月11日登記

東京都中央区築地五丁目6番4号
株式会社三井D&S

発行済株式の総数 8466万817株	令和 4年 5月31日変更 ----- 令和 4年 6月10日登記
発行済株式の総数 1億266万817株 各種の株式の数 普通株式 8466万817株 A種種類株式 1800万株	令和 4年 6月30日変更 ----- 令和 4年 7月 7日登記
発行済株式の総数 1億388万7817株 各種の株式の数 普通株式 8588万7817株 A種種類株式 1800万株	令和 4年 6月30日変更 ----- 令和 4年 7月14日登記
発行済株式の総数 1億498万4717株 各種の株式の数 普通株式 8698万4717株 A種種類株式 1800万株	令和 4年 7月31日変更 ----- 令和 4年 8月 5日登記
発行済株式の総数 1億528万3017株 各種の株式の数 普通株式 8728万3017株 A種種類株式 1800万株	令和 4年 8月31日変更 ----- 令和 4年 9月 9日登記
発行済株式の総数 1億562万1617株 各種の株式の数 普通株式 8762万1617株 A種種類株式 1800万株	令和 4年11月30日変更 ----- 令和 4年12月 9日登記
発行済株式の総数 1億616万9217株 各種の株式の数 普通株式 8816万9217株 A種種類株式 1800万株	令和 4年12月31日変更 ----- 令和 5年 1月13日登記
発行済株式の総数 1億666万3117株 各種の株式の数 普通株式 8866万3117株 A種種類株式 1800万株	令和 5年 1月31日変更 ----- 令和 5年 2月10日登記
発行済株式の総数 1億726万6617株 各種の株式の数 普通株式 8926万6617株 A種種類株式 1800万株	令和 5年 2月28日変更 ----- 令和 5年 3月10日登記

整理番号 ア425611

* 上段のあるものは特許事項であることを示す。

14/70

東京都中央区築地五丁目6番4号
株式会社三井E&S

	発行済株式の総数 1億773万7117株 各種の株式の数 普通株式 8973万7117株 A種種類株式 1800万株	令和 5年 3月31日変更 ----- 令和 5年 4月14日登記
	発行済株式の総数 1億844万1017株 各種の株式の数 普通株式 9044万1017株 A種種類株式 1800万株	令和 5年 4月30日変更 ----- 令和 5年 5月12日登記
	発行済株式の総数 1億938万3817株 各種の株式の数 普通株式 9138万3817株 A種種類株式 1800万株	令和 5年 5月31日変更 ----- 令和 5年 6月 9日登記
	発行済株式の総数 1億1026万7517株 各種の株式の数 普通株式 9226万7517株 A種種類株式 1800万株	令和 5年 6月30日変更 ----- 令和 5年 7月 7日登記
	発行済株式の総数 1億1123万6617株 各種の株式の数 普通株式 9323万6617株 A種種類株式 1800万株	令和 5年 7月31日変更 ----- 令和 5年 8月10日登記
	資本金の額 金443億8495万4321円	
	金444億6776万4305円	令和 4年 4月30日変更 ----- 令和 4年 5月11日登記
	金447億9201万5881円	令和 4年 5月31日変更 ----- 令和 4年 6月10日登記
	金492億9201万5881円	令和 4年 6月30日変更 ----- 令和 4年 7月 7日登記
	金24億706万1560円	令和 4年 6月30日変更 ----- 令和 4年 7月 7日登記

東京都中央区築地五丁目6番4号
株式会社三井E&S

	金27億3780万9992円	令和 4年 6月30日変更
		令和 4年 7月14日登記
	金30億1314万2248円	令和 4年 7月31日変更
		令和 4年 8月 5日登記
	金30億9243万1824円	令和 4年 8月31日変更
		令和 4年 9月 9日登記
	金31億9814万9880円	令和 4年11月30日変更
		令和 4年12月 9日登記
	金33億5638万6024円	令和 4年12月31日変更
		令和 5年 1月13日登記
	金34億9739万7104円	令和 5年 1月31日変更
		令和 5年 2月10日登記
	金36億8417万7056円	令和 5年 2月28日変更
		令和 5年 3月10日登記
	金38億2961万6968円	令和 5年 3月31日変更
		令和 5年 4月14日登記
	金40億5371万1640円	令和 5年 4月30日変更
		令和 5年 5月12日登記
	金44億1250万2264円	令和 5年 5月31日変更
		令和 5年 6月 9日登記
	金47億2851万5568円	令和 5年 6月30日変更
		令和 5年 7月 7日登記
	金50億8801万1848円	令和 5年 7月31日変更
		令和 5年 8月10日登記
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種類の株式の内	普通株式 1億5000万株 A種優先株式 1800万株 剰余金の配当	

整理番号 2425611

* 上段のあるものは口頭事項であることを示す。

16170

第

1. A種優先配当金

当会社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」という。）に先立ち、法令の定める範囲内において、A種優先株式1株につき「剰余金の配当」2. A種優先配当金の金額に定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該剰余金の配当に係る基準日が属する事業年度と同一の事業年度に属する日を基準日として、当会社が当該剰余金の配当に先立ちA種優先株主等に対して剰余金の配当（「剰余金の配当」）3. 累積条項に定める累積未払優先配当金に係る剰余金の配当を除く。）を行ったときは、かかる剰余金の配当の合計額を控除した額の剰余金の配当を行う。

2. A種優先配当金の金額

ある事業年度におけるA種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、払込金額相当額に7.80%を乗じて算出される額とする。ただし、2023年3月末日に終了する事業年度については、払込期日（同日を含む。）から2023年3月末日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算を行うものとし、除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第4位まで算出し、その小数点以下第4位を四捨五入する。

3. 累積条項

ある事業年度（払込期日が属する事業年度においては、払込期日（同日を含む。）から当該事業年度の末日（同日を含む。）までの期間とする。以下「剰余金の配当」3. 累積条項において同じ。）に属する日を基準日としてA種優先株主等に対して行う1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度に係る優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、年率7.80%で1年初の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第4位まで算出し、その小数点以下第4位を四捨五入する。累積した不足額（以下「累積未払優先配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、優先配当金および普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主等に対して配当する。なお、複数の事業年度に係る累積未払優先配当金がある場合は、古い事業年度に係る当該累積未払優先配当金から先に配当される。また、かかる配当を行う累積未払優先配当金相当額に、A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

4. 非参加条項

当会社はA種優先株主等に対して優先配当金および累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当については、この限りではない。

残余財産の分配

1. 残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株当たり、「残余財産の分配」2. 残余

財産分配額に定める金額を支払う。

2. 残余財産分配額

A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、残余財産の分配が行われる日（以下「残余財産分配日」という。）における償還価額（「金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）」2. 償還価額に定義する。ただし、「金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）」2. 償還価額に規定する償還価額の定義における「償還請求の効力が生じる日」を「残余財産分配日」と読み替えて計算する。）に相当する金額とする。

3. 非参加条項

A種優先株主等に対しては、「残余財産の分配」1. 残余財産の分配および「残余財産の分配」2. 残余財産分配額の定めによるもののほか残余財産の分配を行わない。

議決権

1. A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。
2. 当会社か、会社法第322条第1項各号に定める行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種別株主総会の決議を要しない。

金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）

1. 償還請求権の内容

A種優先株主等は、払込期日以降いつでも、当会社に対して金銭を対価としてA種優先株式の全部または一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当会社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求の効力が生じる日に、当該A種優先株主等に対して、「金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）」2. 償還価額に定める金額（以下「償還価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選または償還請求が行われたA種優先株式の数に比した比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。

2. 償還価額

A種優先株式1株当たりの償還価額は、500円に、累収未払優先配当金および償還請求の効力が生じる日を日割計算基準日（「金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）」2. 償還価額（1）に定義する。）とする優先配当金日割計算額（「金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）」2. 償還価額（2）に定義する。）を加えた金額とする。なお、A種優先株式1株当たりの償還価額に、A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

（1）「日割計算基準日」とは、償還請求または強制償還（「金銭を対価とする取得条項（強制償還）」に定義する。）に従ってA種優先株式を取得する日をいう。

（2）「優先配当金日割計算額」とは、日割計算基準日の属する事業年度の末日を基準日として支払われるべき優先配当金の額に、当該事業年度の初日（同日を含む。）から日割計算基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第4位まで算出し、その小数点以下第4位を四捨五入する。）（ただし、当該事業年度における日割計算基準日より前の日を基準日としてA種優先株主等に対し剰余金を配当したとき（当該事業年度より前の事業年度に係る累収未払優先配当金の配当を除く。）は、その額を

東京都中央区築地五丁目6番4号
株式会社三井E&S

	控除した金額とする。)をいう。 3. 償還請求の効力発生 償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時または償還請求書に記載された効力発生希望日のいずれか近い時点に発生する。 金銭を対価とする取得条項（強制償還） 当会社は、払込期日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株主等の意思にかかわらず、当該強制償還日における分配可能額を限度として、A種優先株主等に対して、償還価額（ただし、「金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）」2. 償還価額に規定する償還価額の定義における「償還請求の効力が生じる日」を「強制償還日」と読み替えて計算する。）に相当する金額を交付するのと引換えに、A種優先株式の全部または一部を取得することができる（この規定によるA種優先株式の取得を「強制償還」という。）。なお、一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選または比例按分により当会社の取締役会において決定する。 令和 4年 6月28日変更 令和 4年 7月 7日登記		
株式の譲渡制限に関する規定	譲渡によるA種優先株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。 令和 4年 6月28日設定 令和 4年 7月 7日登記		
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 本店 平成24年 4月 1日変更 平成24年 4月13日登記		
役員に関する事項	取締役	田 中 孝 雄	令和 1年 6月26日重任
			令和 1年 7月 9日登記
			令和 2年 6月25日退任
			令和 2年 7月 9日登記
	取締役	徳 久 徹	令和 1年 6月26日重任
			令和 1年 7月 9日登記
			令和 2年 6月25日退任
			令和 2年 7月 9日登記

東京都中央区築地五丁目6番4号
株式会社三井E&S

取締役	田 中 稔 一	令和 1 年 6 月 2 6 日重任
		令和 1 年 7 月 9 日登記
	田 中 稔 一	令和 2 年 6 月 2 5 日重任
		令和 2 年 7 月 9 日登記
	田 中 稔 一	令和 3 年 6 月 2 5 日重任
		令和 3 年 7 月 7 日登記
	田 中 稔 一	令和 4 年 6 月 2 8 日重任
		令和 4 年 7 月 7 日登記
令和 5 年 6 月 2 8 日退任		
令和 5 年 7 月 7 日登記		
取締役	岡 良 一	令和 1 年 6 月 2 6 日就任
		令和 1 年 7 月 9 日登記
	岡 良 一	令和 2 年 6 月 2 5 日重任
		令和 2 年 7 月 9 日登記
	岡 良 一	令和 3 年 6 月 2 5 日重任
		令和 3 年 7 月 7 日登記
	岡 良 一	令和 4 年 6 月 2 8 日重任
		令和 4 年 7 月 7 日登記
令和 5 年 6 月 2 8 日退任		
令和 5 年 7 月 7 日登記		

東京都中央区築地五丁目6番4号
株式会社三井E&S

	取締役	松 原 主 吾	令和 1 年 6 月 2 6 日就任
			令和 1 年 7 月 9 日登記
			令和 2 年 6 月 2 5 日重任
			令和 2 年 7 月 9 日登記
	取締役	松 原 主 吾	令和 3 年 6 月 2 5 日重任
			令和 3 年 7 月 7 日登記
			令和 4 年 6 月 2 8 日重任
			令和 4 年 7 月 7 日登記
	取締役	松 原 主 吾	令和 5 年 6 月 2 8 日退任
			令和 5 年 7 月 7 日登記
	取締役	田 口 昭 一	令和 1 年 6 月 2 6 日就任
			令和 1 年 7 月 9 日登記
			令和 2 年 6 月 2 5 日重任
			令和 2 年 7 月 9 日登記
	取締役	田 口 昭 一	令和 3 年 6 月 2 5 日退任
			令和 3 年 7 月 7 日登記
	取締役	吉 賀 哲 郎	令和 1 年 6 月 2 6 日就任
			令和 1 年 7 月 9 日登記
			令和 2 年 6 月 2 5 日退任
			令和 2 年 7 月 9 日登記
	取締役	高 橋 岳 之	令和 1 年 6 月 2 6 日就任
			令和 1 年 7 月 9 日登記
			令和 2 年 6 月 2 5 日退任
			令和 2 年 7 月 9 日登記

東京都中央区築地五丁目6番4号
株式会社三井E&S

	取締役	得丸茂	令和 1 年 6 月 2 6 日就任
			令和 1 年 7 月 9 日登記
			令和 2 年 6 月 2 5 日退任
			令和 2 年 7 月 9 日登記
	取締役	香西勇治	令和 1 年 6 月 2 6 日就任
			令和 1 年 7 月 9 日登記
			令和 2 年 6 月 2 5 日退任
			令和 2 年 7 月 9 日登記
	取締役	松村竹実	令和 2 年 6 月 2 5 日就任
			令和 2 年 7 月 9 日登記
	取締役	松村竹実	令和 3 年 6 月 2 5 日重任
			令和 3 年 7 月 7 日登記
	取締役	松村竹実	令和 4 年 6 月 2 8 日重任
			令和 4 年 7 月 7 日登記
	取締役	松村竹実	令和 5 年 6 月 2 8 日重任
			令和 5 年 7 月 7 日登記
	取締役	芳賀義雄	令和 2 年 6 月 2 5 日就任
			令和 2 年 7 月 9 日登記
	取締役	芳賀義雄	令和 3 年 6 月 2 5 日重任
			令和 3 年 7 月 7 日登記
	取締役	芳賀義雄	令和 4 年 6 月 2 8 日重任
			令和 4 年 7 月 7 日登記
			令和 5 年 6 月 2 8 日退任
			令和 5 年 7 月 7 日登記

東京都中央区築地五丁目6番4号
株式会社三井E&S

取締役	高橋 岳 之	令和 3年 6月25日就任
		令和 3年 7月 7日登記
取締役	高橋 岳 之	令和 4年 6月28日重任
		令和 4年 7月 7日登記
取締役	高橋 岳 之	令和 5年 6月28日重任
		令和 5年 7月 7日登記
取締役	永田 晴 之	令和 4年 6月28日就任
		令和 4年 7月 7日登記
取締役 (社外取締役)	永田 晴 之	令和 5年 6月28日重任
		令和 5年 7月 7日登記
取締役	田 中 一 郎	令和 5年 6月28日就任
		令和 5年 7月 7日登記
取締役・監査等 委員	堀 見 裕 一	令和 5年 6月28日就任
		令和 5年 7月 7日登記
取締役・監査等 委員	田 中 浩 一	令和 5年 6月28日就任
		令和 5年 7月 7日登記
取締役・監査等 委員	川 崎 弘 一	令和 5年 6月28日就任
		令和 5年 7月 7日登記
東京都千代田区三番町5番地25二番町ナクス 902号		令和 1年 6月26日重任
代表取締役	田 中 孝 雄	令和 1年 7月 9日登記
		令和 1年12月31日辞任
		令和 2年 1月 7日登記

東京都中央区築地五丁目6番4号
株式会社三井E&S

	東京都江東区豊洲六丁目2番11-1716号 代表取締役 岡 良	令和 1年 6月26日就任
		令和 1年 7月 9日登記
	東京都江東区豊洲六丁目2番11-1716号 代表取締役 岡 良	令和 2年 6月25日重任
		令和 2年 7月 9日登記
	東京都江東区豊洲六丁目2番11-1716号 代表取締役 岡 良	令和 3年 6月25日重任
		令和 3年 7月 7日登記
		令和 4年 3月31日辞任
		令和 4年 4月 1日登記
	東京都港区高輪二丁目12番63-611号 代表取締役 松 原 圭 吾	令和 2年 1月 1日就任
		令和 2年 1月 7日登記
	東京都港区高輪二丁目12番63-611号 代表取締役 松 原 圭 吾	令和 2年 6月25日重任
		令和 2年 7月 9日登記
	東京都港区高輪二丁目12番63-611号 代表取締役 松 原 圭 吾	令和 3年 6月25日重任
		令和 3年 7月 7日登記
	東京都港区高輪二丁目12番63-611号 代表取締役 松 原 圭 吾	令和 4年 6月28日重任
		令和 4年 7月 7日登記
		令和 5年 4月 1日辞任
		令和 5年 4月 3日登記
	東京都東村山市富士見町三丁目7番地63 代表取締役 高 橋 信 之	令和 4年 4月 1日就任
		令和 4年 4月 1日登記
	東京都東村山市富士見町三丁目7番地63 代表取締役 高 橋 信 之	令和 4年 6月28日重任
		令和 4年 7月 7日登記
	東京都東村山市富士見町三丁目7番地63 代表取締役 高 橋 信 之	令和 5年 6月28日重任
		令和 5年 7月 7日登記

東京都中央区築地五丁目6番4号
株式会社三井E&S

	千葉県花見川区宮野木台四丁目5番4号 代表取締役 松村 竹実	令和 4年 4月 1日就任
		令和 4年 4月 1日登記
		令和 4年 6月28日重任
		令和 4年 7月 7日登記
		令和 5年 6月28日重任
		令和 5年 7月 7日登記
	監査役 平 岩 隆 弘	平成28年 6月28日就任
		平成28年 7月12日登記
		令和 2年 6月25日退任
		令和 2年 7月 9日登記
	監査役 遠 藤 修 (社外監査役)	平成28年 6月28日就任
		平成28年 7月12日登記
		令和 2年 6月25日退任
		令和 2年 7月 9日登記
	監査役 田 中 浩 一 (社外監査役)	平成28年 6月28日就任
		平成28年 7月12日登記
	監査役 田 中 浩 一 (社外監査役)	令和 2年 6月25日重任
		令和 2年 7月 9日登記
		令和 5年 6月28日退任
		令和 5年 7月 7日登記
	監査役 樋 口 浩 毅	平成29年 6月28日就任
		平成29年 7月11日登記
		令和 3年 6月25日退任
		令和 3年 7月 7日登記

東京都中央区築地五丁目6番4号
株式会社三井E&S

	監査役 堀 見 裕 一	令和 2年 6月25日就任
		令和 2年 7月 9日登記
		令和 5年 6月28日退任
		令和 5年 7月 7日登記
	監査役 上 野 誠 一 (社外監査役)	令和 2年 6月25日就任
		令和 2年 7月 9日登記
		令和 5年 6月28日退任
		令和 5年 7月 7日登記
	監査役 田 口 昭 一	令和 3年 6月25日就任
		令和 3年 7月 7日登記
		令和 5年 6月28日退任
		令和 5年 7月 7日登記
	会計監査人 有限責任あずさ監査法人	令和 1年 6月26日重任
		令和 1年 7月 9日登記
	会計監査人 有限責任あずさ監査法人	令和 2年 6月25日重任
		令和 2年 7月 9日登記
	会計監査人 有限責任あずさ監査法人	令和 3年 6月25日重任
		令和 3年 7月 7日登記
	会計監査人 有限責任あずさ監査法人	令和 4年 6月28日重任
		令和 4年 7月 7日登記
	会計監査人 有限責任あずさ監査法人	令和 5年 6月28日重任
		令和 5年 7月 7日登記
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は社外取締役との間で会社法第423条第1項の責任につき善意でかつ重大な過失がないときは、1000万円以上で予め定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。 当会社は社外監査役との間で会社法第423条第1項の責任につき善意でかつ重大な過失がないときは、1000万円以上で予め定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	

	できる。	平成18年 6月28日設定	平成18年 7月10日登記
	当会社は社外取締役との間で会社法第423条第1項の責任につき善意かつ重大な過失がないときは、1000万円以上で予め定める金額または法令が定める額のいずれが高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	令和 5年 6月28日変更	令和 5年 7月 7日登記
新株予約権	三井造船株式会社第1回新株予約権 新株予約権の数 <u>624個</u> <u>618個</u> <u>616個</u> <u>590個</u> <u>575個</u> <u>544個</u> <u>534個</u> <u>499個</u> <u>488個</u> <u>477個</u> <u>460個</u> <u>454個</u> <u>451個</u> <u>440個</u> <u>421個</u> <u>410個</u> <u>375個</u> <u>364個</u> <u>352個</u> <u>341個</u>	平成26年 3月27日変更 平成26年 3月31日変更 平成28年 4月30日変更 平成29年 3月31日変更 平成29年 4月30日変更 平成29年 8月31日変更 平成29年 9月30日変更 平成29年11月30日変更 平成29年12月31日変更 平成30年 2月28日変更 平成30年 3月31日変更 平成30年 6月30日変更 平成30年 7月31日変更 平成30年12月31日変更 平成31年 4月30日変更 令和 1年 6月30日変更 令和 1年 9月30日変更 令和 1年12月31日変更 令和 2年 3月31日変更	平成26年 8月26日登記 平成26年 8月26日登記 平成28年 5月12日登記 平成29年 4月 3日登記 平成29年 5月 1日登記 平成29年 9月 1日登記 平成29年10月 2日登記 平成29年12月 1日登記 平成30年 1月 5日登記 平成30年 3月 1日登記 平成30年 4月 5日登記 平成30年 7月10日登記 平成30年 8月 1日登記 平成31年 1月 7日登記 令和 1年 5月 7日登記 令和 1年 7月 9日登記 令和 1年10月 4日登記 令和 2年 1月 7日登記 令和 2年 4月 1日登記

<u>3 3 6 個</u>	令和 2 年 4 月 3 0 日変更	令和 2 年 5 月 1 2 日登記
<u>3 1 6 個</u>	令和 2 年 5 月 3 1 日変更	令和 2 年 6 月 3 日登記
<u>2 9 2 個</u>	令和 2 年 7 月 3 1 日変更	令和 2 年 8 月 3 日登記
<u>2 8 0 個</u>	令和 2 年 1 1 月 3 0 日変更	令和 2 年 1 2 月 1 日登記
<u>2 6 9 個</u>	令和 2 年 1 2 月 3 1 日変更	令和 3 年 1 月 6 日登記
<u>2 6 3 個</u>	令和 3 年 2 月 2 8 日変更	令和 3 年 3 月 1 日登記
<u>2 5 2 個</u>	令和 3 年 7 月 3 1 日変更	令和 3 年 8 月 2 日登記
<u>2 3 2 個</u>	令和 3 年 9 月 3 0 日変更	令和 3 年 1 0 月 1 日登記
<u>2 2 2 個</u>	令和 4 年 2 月 2 8 日変更	令和 4 年 3 月 1 日登記
<u>2 1 1 個</u>	令和 4 年 3 月 3 1 日変更	令和 4 年 4 月 1 日登記
<u>1 9 1 個</u>	令和 4 年 5 月 3 1 日変更	令和 4 年 6 月 1 0 日登記
<u>1 6 6 個</u>	令和 5 年 2 月 2 8 日変更	令和 5 年 3 月 1 0 日登記

普通株式 62万4000株
新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は1000株とする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる「株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成26年 3月27日受理 平成26年 8月26日登記

普通株式 61万6000株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数(以下、「付与株式数」という)は1000株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む、以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成26年 3月31日変更 平成26年 8月26日登記

普通株式 59万株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数(以下、「付与株式数」という)は1000株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む、以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成28年 4月30日変更 平成28年 5月12日登記

普通株式 57万5000株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数(以下、「付与株式数」という)は1000株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む、以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成29年 3月31日変更 平成29年 4月 3日登記

普通株式 54万4000株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数(以下、「付与株式数」という)は1000株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む、以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成29年 4月30日変更 平成29年 5月 1日登記

普通株式 53万4000株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数(以下、「付与株式数」という)は1000株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成29年 8月31日変更 平成29年 9月 1日登記

普通株式 49万9000株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数(以下、「付与株式数」という)は1000株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成29年 9月30日変更 平成29年10月 2日登記

普通株式 4万9900株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成29年10月 1日変更 平成29年10月 2日登記

普通株式 4万8800株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で

付与株式数を適切に調整することができる。

平成29年11月30日変更 平成29年12月1日登記

普通株式 4万7700株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成29年12月31日変更 平成30年1月5日登記

普通株式 4万6000株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成30年2月28日変更 平成30年3月1日登記

普通株式 4万5400株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成30年3月31日変更 平成30年4月5日登記

普通株式 4万5100株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に

に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成30年 6月30日変更 平成30年 7月10日登記

普通株式 4万4000株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成30年 7月31日変更 平成30年 8月 1日登記

普通株式 4万2100株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成30年 12月31日変更 平成31年 1月 7日登記

普通株式 4万1000株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成31年 4月30日変更 令和 1年 5月 7日登記

普通株式 3万7500株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 1年 6月30日変更 令和 1年 7月 9日登記

普通株式 3万6400株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 1年 9月30日変更 令和 1年10月 4日登記

普通株式 3万5200株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 1年12月31日変更 令和 2年 1月 7日登記

普通株式 3万4100株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 2年 3月31日変更 令和 2年 4月 1日登記

普通株式 3万3600株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 2年 4月30日変更 令和 2年 5月12日登記

普通株式 3万1600株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 2年 5月31日変更 令和 2年 6月 3日登記

普通株式 2万9200株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 2年 7月31日変更 令和 2年 8月 3日登記

普通株式 2万8000株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 2年11月30日変更 令和 2年12月 1日登記

普通株式 2万6900株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨

ける。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 2年12月31日変更 令和 3年 1月 6日登記

普通株式 2万6300株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 3年 2月28日変更 令和 3年 3月 1日登記

普通株式 2万5200株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 3年 7月31日変更 令和 3年 8月 2日登記

普通株式 2万3200株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 3年 9月30日変更 令和 3年10月 1日登記

普通株式 2万2200株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付

与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 4年 2月28日変更 令和 4年 3月 1日登記

普通株式 2万1100株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 4年 3月31日変更 令和 4年 4月 1日登記

普通株式 1万9100株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 4年 5月31日変更 令和 4年 6月10日登記

普通株式 1万6600株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 5年 2月28日変更 令和 5年 3月10日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
金14万4000円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
金10000円

	金100円 平成29年10月 1日変更 平成29年10月 2日登記 新株予約権を行使することができる期間 平成25年8月24日から平成25年8月23日まで 新株予約権の行使の条件 (1) 新株予約権者は、当社の取締役及び理事のいずれの地位をも喪失した日(以下、「地位喪失日」という。但し、取締役又は理事が当該地位のいずれも喪失した後に監査役に就任した場合は、監査役の地位を喪失した日を「地位喪失日」とする。)の翌日から10年を経過する日まで、新株予約権を行使することができる。 (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、平成25年8月24日から平成25年8月23日までの期間内において、以下の(イ)又は(イ)に定める場合(ただし、(イ)については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される行為が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。 (ア) 新株予約権者が平成25年8月23日に至るまでに地位喪失日を迎えてなかった場合 平成25年8月24日から平成25年8月23日 (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。 (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案 (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案 (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 平成25年 8月23日発行 平成25年 9月 4日登記
	三井造船株式会社第2回新株予約権 新株予約権の数 <u>366個</u> 364個 平成26年11月30日変更 平成26年12月12日登記

359個	平成30年 6月30日変更	平成30年 7月10日登記
349個	平成30年 7月31日変更	平成30年 8月 1日登記
344個	平成30年12月31日変更	平成31年 1月 7日登記
339個	平成31年 4月30日変更	令和 1年 5月 7日登記
313個	令和 1年 6月30日変更	令和 1年 7月 9日登記
302個	令和 1年 9月30日変更	令和 1年10月 4日登記
288個	令和 2年 3月31日変更	令和 2年 4月 1日登記
273個	令和 2年 7月31日変更	令和 2年 8月 3日登記
267個	令和 2年 8月31日変更	令和 2年 9月 1日登記
264個	令和 2年12月31日変更	令和 3年 1月 6日登記
250個	令和 3年 7月31日変更	令和 3年 8月 2日登記
235個	令和 3年12月31日変更	令和 4年 1月 5日登記
203個	令和 4年 2月28日変更	令和 4年 3月 1日登記
192個	令和 4年 3月31日変更	令和 4年 4月 1日登記
178個	令和 4年 5月31日変更	令和 4年 6月10日登記
162個	令和 5年 2月28日変更	令和 5年 3月10日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式36万6000株
 新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は1000株とする。
 ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む、以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

 また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

普通株式36万4000株
 新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は1000株とする。
 ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む、以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付

与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成26年11月30日変更 平成26年12月12日登記
普通株式3万6400株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成29年10月1日変更 平成29年10月2日登記
普通株式3万5900株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成30年6月30日変更 平成30年7月10日登記
普通株式3万4900株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成30年7月31日変更 平成30年8月1日登記
普通株式3万4400株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成30年12月31日変更 平成31年 1月 7日登記

普通株式 3万3900株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成31年 4月30日変更 令和 1年 5月 7日登記

普通株式 3万1300株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 1年 6月30日変更 令和 1年 7月 9日登記

普通株式 3万200株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 1年 9月30日変更 令和 1年10月 4日登記

普通株式 2万8800株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社

が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 2年 3月31日変更 令和 2年 4月 1日登記

普通株式 2万7300株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 2年 7月31日変更 令和 2年 8月 3日登記

普通株式 2万6700株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 2年 8月31日変更 令和 2年 9月 1日登記

普通株式 2万6400株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 2年12月31日変更 令和 3年 1月 6日登記

普通株式 2万5000株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 3年 7月31日変更 令和 3年 8月 2日登記

普通株式 2万3500株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 3年12月31日変更 令和 4年 1月 5日登記

普通株式 2万3000株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 4年 2月28日変更 令和 4年 3月 1日登記

普通株式 1万9200株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 4年 3月31日変更 令和 4年 4月 1日登記

普通株式 1万7800株
新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 4年 5月31日変更 令和 4年 6月10日登記

普通株式 1万6200株
新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 5年 2月28日変更 令和 5年 3月10日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
金19万1000円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

金1000円

金1000円

平成29年10月 1日変更 平成29年10月 2日登記

新株予約権を行使することができる期間

平成26年8月23日から平成56年8月22日まで

新株予約権の行使の条件

（1）新株予約権者は、当社の取締役及び理事のいずれの地位をも喪失した日（以下、「地位喪失日」という。但し、取締役又は理事が当該地位のいずれも喪失した後に監査役に就任した場合は、監査役の地位を喪失した日を「地位喪失日」とする。）の日から10年を経過する日まで、新株予約権を行使することができる。

（2）上記（1）にかかわらず、新株予約権者は、平成26年8月23日から平成56年8月22日までの期間内において、以下の（イ）又は（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

（イ）新株予約権者が平成46年8月22日に至るまでに地位喪失日を遡えなかった場合
平成46年8月23日から平成56年8月22日

（ロ）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会

社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき
株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取
締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

以下の（1）、（2）、（3）、（4）又は（5）の議案につき当社株主総
会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議が
なされた場合）は、当社取締役会が別途定める日（但し、新株予約権の行使
の条件（2）（イ）に定める議案の承認日の翌日から15日間が経過した後
の日とする。）に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- （1）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- （2）当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- （3）当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議
案
- （4）当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得に
ついて当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承
認の議案
- （5）新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類
の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株
式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することに
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成26年 8月22日発行

平成26年 8月26日登記

井造船株式会社第3回新株予約権

新株予約権の数

497個

496個

平成28年 1月31日変更

平成28年 2月10日登記

490個

平成29年11月30日変更

平成29年12月 1日登記

485個

平成30年 3月31日変更

平成30年 4月 5日登記

478個

平成30年 7月31日変更

平成30年 8月 1日登記

470個

平成30年12月31日変更

平成31年 1月 7日登記

432個

令和 1年 6月30日変更

令和 1年 7月 9日登記

425個

令和 1年 9月30日変更

令和 1年10月 4日登記

401個

令和 2年 4月30日変更

令和 2年 5月12日登記

383個

令和 2年 7月31日変更

令和 2年 8月 3日登記

374個

令和 2年 8月31日変更

令和 2年 9月 1日登記

362個

令和 3年 7月31日変更

令和 3年 8月 2日登記

330個	令和 3年 8月31日変更	令和 3年 9月 1日登記
335個	令和 4年 3月31日変更	令和 4年 4月 1日登記
326個	令和 4年 4月30日変更	令和 4年 5月11日登記
312個	令和 4年 5月31日変更	令和 4年 6月10日登記
298個	令和 5年 1月31日変更	令和 5年 2月10日登記
254個	令和 5年 2月28日変更	令和 5年 3月10日登記
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法		
普通株式49万7000株		
(新株予約権1個当たり1000株(以下、「付与株式数」という。))		
ただし、当社が普通株式の株式分割(普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。		
調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率		
また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。		
普通株式49万6000株		
(新株予約権1個当たり1000株(以下、「付与株式数」という。))		
ただし、当社が普通株式の株式分割(普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。		
調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率		
また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。		
平成28年 1月31日変更 平成28年 2月10日登記		
普通株式4万9600株		
(新株予約権1個当たり100株(以下、「付与株式数」という。))		
ただし、当社が普通株式の株式分割(普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。		
調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率		
また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。		
平成29年10月 1日変更 平成29年10月 2日登記		
普通株式4万9000株		
(新株予約権1個当たり100株(以下、「付与株式数」という。))		
ただし、当社が普通株式の株式分割(普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。		
調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率		
また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。		

	平成29年11月30日変更 平成29年12月1日登記 普通株式4万8500株 (新株予約権1個当たり100株(以下、「付与株式数」という)) ただし、当社が普通株式の株式分割(普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$ また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
	平成30年3月31日変更 平成30年4月5日登記 普通株式4万7800株 (新株予約権1個当たり100株(以下、「付与株式数」という)) ただし、当社が普通株式の株式分割(普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$ また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
	平成30年7月31日変更 平成30年8月1日登記 普通株式4万7000株 (新株予約権1個当たり100株(以下、「付与株式数」という)) ただし、当社が普通株式の株式分割(普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$ また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
	平成30年12月31日変更 平成31年1月7日登記 普通株式4万3200株 (新株予約権1個当たり100株(以下、「付与株式数」という)) ただし、当社が普通株式の株式分割(普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$ また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
	令和1年6月30日変更 令和1年7月9日登記 普通株式4万2500株 (新株予約権1個当たり100株(以下、「付与株式数」という)) ただし、当社が普通株式の株式分割(普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$ また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
	令和1年9月30日変更 令和1年10月4日登記

	普通株式 4万100株 (新株予約権1個当たり100株以下、「付与株式数」という。) ただし、当社が普通株式の株式分割(普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率 また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。 令和 2年 4月30日変更 令和 2年 5月12日登記
	普通株式 3万8300株 (新株予約権1個当たり100株以下、「付与株式数」という。) ただし、当社が普通株式の株式分割(普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率 また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。 令和 2年 7月31日変更 令和 2年 8月 3日登記
	普通株式 3万7400株 (新株予約権1個当たり100株以下、「付与株式数」という。) ただし、当社が普通株式の株式分割(普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率 また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。 令和 2年 8月31日変更 令和 2年 9月 1日登記
	普通株式 3万6200株 (新株予約権1個当たり100株以下、「付与株式数」という。) ただし、当社が普通株式の株式分割(普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率 また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。 令和 3年 7月31日変更 令和 3年 8月 2日登記
	普通株式 3万5000株 (新株予約権1個当たり100株以下、「付与株式数」という。) ただし、当社が普通株式の株式分割(普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率 また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。 令和 3年 8月31日変更 令和 3年 9月 1日登記

普通株式 3万3500株

(新株予約権1個当たり100株(以下、「付与株式数」という))

ただし、当社が普通株式の株式分割(普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 4年 3月31日変更 令和 4年 4月 1日登記

普通株式 3万2600株

(新株予約権1個当たり100株(以下、「付与株式数」という))

ただし、当社が普通株式の株式分割(普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 4年 4月30日変更 令和 4年 5月11日登記

普通株式 3万1200株

(新株予約権1個当たり100株(以下、「付与株式数」という))

ただし、当社が普通株式の株式分割(普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 4年 5月31日変更 令和 4年 6月10日登記

普通株式 2万9800株

(新株予約権1個当たり100株(以下、「付与株式数」という))

ただし、当社が普通株式の株式分割(普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 5年 1月31日変更 令和 5年 2月10日登記

普通株式 2万5400株

(新株予約権1個当たり100株(以下、「付与株式数」という))

ただし、当社が普通株式の株式分割(普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 5年 2月28日変更 令和 5年 3月10日登記

	新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 金16万9000円 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 金1000円 金1000円 平成29年10月 1日変更 平成29年10月 2日登記 新株予約権を行使することができる期間 平成27年8月22日から平成57年8月21日まで 新株予約権の行使の条件 (1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員及び理事のいずれの地位をも喪失した日(以下、「地位喪失日」という。ただし、取締役、執行役員又は理事が当該地位のいずれも喪失した後に監査役に就任した場合は、監査役の地位を喪失した日を「地位喪失日」とする)の翌日から10年を経過する日まで、新株予約権を行使することができる。 (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)又は(イ)に定める場合(ただし、(イ)については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。 (ア) 新株予約権者が平成47年8月21日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合 平成47年8月22日から平成57年8月21日 (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 以上の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。 (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案 (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案 (4) 発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得に係る当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 (5) 新株予約権の目的である種別の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 平成27年 8月21日発行 平成27年 9月 3日登記 株式会社 ニ井E&S ホールディングス第1回行使価額修正条項付新株予約権
--	--

新株予約権の数			
20万個			
19万6,835個	令和 4年 4月30日変更	令和 4年 5月11日登記	
18万4,379個	令和 4年 5月31日変更	令和 4年 6月10日登記	
17万2,109個	令和 4年 6月30日変更	令和 4年 7月14日登記	
16万1,140個	令和 4年 7月31日変更	令和 4年 8月 5日登記	
15万8,157個	令和 4年 8月31日変更	令和 4年 9月 9日登記	
15万4,771個	令和 4年11月30日変更	令和 4年12月 9日登記	
14万9,295個	令和 4年12月31日変更	令和 5年 1月15日登記	
14万4,356個	令和 5年 1月31日変更	令和 5年 2月10日登記	
13万8,321個	令和 5年 2月28日変更	令和 5年 3月10日登記	
13万3,616個	令和 5年 3月31日変更	令和 5年 4月14日登記	
12万6,577個	令和 5年 4月30日変更	令和 5年 5月12日登記	
11万7,149個	令和 5年 5月31日変更	令和 5年 6月 9日登記	
10万8,312個	令和 5年 6月30日変更	令和 5年 7月 7日登記	
9万8,621個	令和 5年 7月31日変更	令和 5年 8月10日登記	
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法			
(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式200万株とする（本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数（以下「交付株式数」という。）は、100株とする。） ただし、本項第(2)号乃至第(6)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。			
(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。 調整後交付株式数＝調整前交付株式数×株式分割等の比率			
(3) 「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（行使価額の調整）の規定に従って行使価額（「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」第(1)号に定義する。）が調整される場合（「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（行使価額の調整）第(5)号に従って下限行使価額（「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（行使価額の修正）第(2)号に定義する。）のみが調整される場合を含むが、株式分割等を原因とする場合を除く。）は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の行使に際			

して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする(なお、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(5)号に従って下限行使価額のみが調整される場合は、仮に「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(2)号又は第(4)号に従って行使価額が調整された場合における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。)),

$$\frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (4) 本項に基づく調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- (5) 本項に基づく調整において、調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(2)号、第(4)号又は第(5)号による行使価額又は下限行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額又は下限行使価額を適用する日と同日とする。
- (6) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (7) 本新株予約権の目的である株式の種別及び総数は当社普通株式1968万3500株とする(本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数(以下「交付株式数」という。))は、100株とする。)、ただし、本項第(2)号乃至第(6)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
- (8) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。

$$\text{調整後交付株式数} = \text{調整前交付株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

- (9) 「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)の規定に従って行使価額(「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」第(1)号に定義する。))が調整される場合(「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(5)号に従って下限行使価額(「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の修正)第(2)号に定義する。))のみが調整される場合を含むが、株式分割等を原因とする場合を除く。))は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする(なお、「新株予約

	権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(5)号に従って上限行使価額のみが調整される場合は、仮に「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(2)号又は第(4)号に従って行使価額が調整された場合における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。」、 $\frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ (4) 本項に基づく調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。 (5) 本項に基づく調整において、調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(2)号、第(4)号又は第(5)号による行使価額又は下限行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額又は下限行使価額を適用する日と同日とする。 (6) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。 令和4年4月30日変更 令和4年5月11日登記 (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式1843万7900株とする(本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数(以下「交付株式数」という。))は、100株とする。)、ただし、本項第(2)号乃至第(6)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。 (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。 $\text{調整後交付株式数} = \text{調整前交付株式数} \times \text{株式分割等の比率}$ (3) 「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)の規定に従って行使価額(「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」第(1)号に定義する。))が調整される場合(「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(5)号に従って上限行使価額(「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の修正)第(2)号に定義する。))のみが調整される場合を含め、株式分割等を原因とする場合を除く。))は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする(なお、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価
--	--

額の調整)第(5)号に従って下限行使価額のみが調整される場合は、
仮に「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定
方法」(行使価額の調整)第(2)号又は第(4)号に従って行使価
額が調整された場合における調整前行使価額及び調整後行使価額とす
る。」。

$$\frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (4) 本項に基づく調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交
付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこ
れを切り捨てるものとする。
- (5) 本項に基づく調整において、調整後交付株式数の適用日は、当該調整
事由に係る「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はそ
の算定方法」(行使価額の調整)第(2)号、第(4)号又は第(5)
号による行使価額又は下限行使価額の調整に関し、各号に定める調整
後行使価額又は下限行使価額を適用する日と同日とする。
- (6) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開
始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株
予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、
調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要
な事項を書面で通知する。ただし、「新株予約権の行使に際して出資
される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(2)号
(4)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことが
できない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

令和 4 年 5 月 3 日変更 令和 4 年 6 月 10 日登記

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式172
1万9000株とする(本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的
である普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は、1000株と
する。)、ただし、本項第(2)号乃至第(6)号により交付株式数
が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数も
調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」
と総称する。)を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整さ
れる。

$$\text{調整後交付株式数} = \text{調整前交付株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

- (3) 「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」
(行使価額の調整)の規定に従って行使価額(「新株予約権の行使に
際して出資される財産の価額又はその算定方法」第(1)号に定義す
る。)が調整される場合(「新株予約権の行使に際して出資される財
産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(5)号に従って
下限行使価額(「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又
はその算定方法」(行使価額の修正)第(2)号に定義する。)のみ
が調整される場合を含むが、株式分割等を原因とする場合を除く。)は、
交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式にお
ける調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の行使に際
して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)に
定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする(なお、「新株予約
権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価
額の調整)第(5)号に従って下限行使価額のみが調整される場合は、

	仮に「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(2)号又は第(4)号に従って行使価額が調整された場合における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ (4) 本項に基づく調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。 (5) 本項に基づく調整において、調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(2)号、第(4)号又は第(5)号による行使価額又は下限行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額又は下限行使価額を適用する日と同日とする。 (6) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(2)号中に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかに行う。 令和 4 年 6 月 3 0 日変更 令和 4 年 7 月 1 4 日登記 (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式161万4000株とする(本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は、100株とする。)、ただし、本項第(2)号乃至第(6)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。 (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と称する。)を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。 $\text{調整後交付株式数} = \text{調整前交付株式数} \times \text{株式分割等の比率}$ (3) 「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)の規定に従って行使価額(「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」第(1)号に定義する。)が調整される場合(「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(5)号に従って「限行使価額(「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の修正)第(2)号に定義する。))のみが調整される場合を含むが、株式分割等を原因とする場合を除く。)は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする(なお、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(5)号に従って上限行使価額のみが調整される場合は、仮に「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(2)号又は第(4)号に従って行使価額が調整された場合における調整前行使価額及び調整後行使価額とす
--	---

	る。 $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ (4) 本項に基づく調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。 (5) 本項に基づく調整において、調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(2)号、第(4)号又は第(5)号による行使価額又は下限行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額又は下限行使価額を適用する日と同日とする。 (6) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(2)号④に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。 令和 4 年 7 月 3 日変更 令和 4 年 8 月 5 日登記 (1) 本新株予約権の目的である株式の総数及び総数は当社普通株式1581万5700株とする(本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は、100株とする。)。ただし、本項第(2)号乃至第(6)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。 (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。 $\text{調整後交付株式数} = \text{調整前交付株式数} \times \text{株式分割等の比率}$ (3) 「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)の規定に従って行使価額(「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」第(1)号に定義する。)が調整される場合(「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(5)号に従って「下限行使価額」(「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の修正)第(2)号に定義する。)のみが調整される場合を含むが、株式分割等を原因とする場合を除く。)は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする(なお、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(5)号に従って「下限行使価額」のみが調整される場合は、仮に「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(2)号又は第(4)号に従って行使価額が調整された場合における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。))。 $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$
--	---

	調整後行使価額
(4)	本項に基づく調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
(5)	本項に基づく調整において、調整後交付株式数の適用日は当該調整事由に係る「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(2)号、第(4)号又は第(5)号による行使価額又は下限行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額又は下限行使価額を適用する日と同日とする。
(6)	交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(2)号等に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
	令和 4 年 8 月 31 日変更 令和 4 年 9 月 9 日登記
(1)	本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式154万7100株とする(本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数(以下「交付株式数」という。))は、100株とする。)、ただし、本項第(2)号乃至第(6)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
(2)	当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。
	調整後交付株式数=調整前交付株式数×株式分割等の比率
(3)	「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)の規定に従って行使価額(「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」第(1)号に定義する。))が調整される場合(「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(5)号に従って下限行使価額(「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の修正)第(2)号に定義する。))のみが調整される場合を含むが、株式分割等を原因とする場合を除く。))は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする(なお、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(5)号に従って下限行使価額のみが調整される場合は、仮に「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(2)号又は第(4)号に従って行使価額が調整された場合における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。))、
	調整前交付株式数×調整前行使価額
	調整後交付株式数=
	調整後行使価額
(4)	本項に基づく調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこ

れを切り捨てるものとする。

- (5) 本項に基づく調整において、調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(2)号、第(4)号又は第(5)号による行使価額又は下限行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額又は下限行使価額を適用する日と同日とする。

- (6) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

令和 4 年 11 月 30 日変更 令和 4 年 12 月 9 日登記

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式 149,250 株とする(本新株予約権 1 個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数(以下「交付株式数」という。))は、100 株とする。)。ただし、本項第(2)号乃至第(6)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。

調整後交付株式数 = 調整前交付株式数 × 株式分割等の比率

- (3) 「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)の規定に従って行使価額(「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」第(1)号に定義する。))が調整される場合(「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(5)号に従って下限行使価額(「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の修正)第(2)号に定義する。))のみが調整される場合を含むが、株式分割等を原因とする場合を除く。))は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする(なお、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(5)号に従って下限行使価額のみが調整される場合は、更に「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(2)号又は第(4)号に従って行使価額が調整された場合における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。))。

調整前交付株式数 × 調整前行使価額

調整後交付株式数 = $\frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$

- (4) 本項に基づく調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる「株主満」の端数はこれを切り捨てるものとする。

- (5) 本項に基づく調整において、調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はそ

の算定方法」(行使価額の調整)第(2)号、第(4)号又は第(5)号による行使価額又は下限行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額又は下限行使価額を適用する日と同日とする。

- (6) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(2)号④に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

令和 4 年 12 月 31 日変更 令和 5 年 1 月 13 日登記

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式 144,375,600 株とする(本新株予約権 1 個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数(以下「交付株式数」という。))は、100 株とする。)、ただし、本項第(2)号乃至第(6)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」)と総称する。)を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。

調整後交付株式数 = 調整前交付株式数 × 株式分割等の比率

- (3) 「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)の規定に従って行使価額(「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」第(1)号に定義する。))が調整される場合(「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(5)号に従って上限行使価額(「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(2)号に定義する。))のみが調整される場合を含むが、株式分割等を原因とする場合を除く。))は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする(なお、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(5)号に従って下限行使価額のみが調整される場合は、仮に「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(2)号又は第(4)号に従って行使価額が調整された場合における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。))。

調整前交付株式数 × 調整前行使価額

調整後交付株式数 ×

調整後行使価額

- (4) 本項に基づく調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数に係るのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- (5) 本項に基づく調整において、調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(2)号、第(4)号又は第(5)号による行使価額又は上限行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額又は下限行使価額を適用する日と同日とする。

- (6) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（行使価額の調整）第（2）号③に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

令和 5 年 1 月 3 1 日変更 令和 5 年 2 月 1 0 日登記

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式 138,342,100 株とする（本新株予約権 1 個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数（以下「交付株式数」という。）は、100 株とする。）。ただし、本項第（2）号乃至第（6）号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。

調整後交付株式数 = 調整前交付株式数 × 株式分割等の比率

- (3) 「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（行使価額の調整）の規定に従って行使価額（「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」第（1）号に定義する。）が調整される場合（「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（行使価額の調整）第（5）号に従って「限行使価額（「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（行使価額の修正）第（2）号に定義する。）のみが調整される場合を含むが、株式分割等を原因とする場合を除く。）は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（行使価額の調整）に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする（なお、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（行使価額の調整）第（5）号に従って下限行使価額のみが調整される場合は、仮に「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（行使価額の調整）第（2）号又は第（4）号に従って行使価額が調整された場合における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。）。

調整前交付株式数 × 調整前行使価額

調整後交付株式数 =

調整後行使価額

- (4) 本項に基づく調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- (5) 本項に基づく調整において、調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（行使価額の調整）第（2）号、第（4）号又は第（5）号による行使価額又は下限行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額又は下限行使価額を適用する日と同日とする。
- (6) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、

調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(2)号3に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

令和 5年 2月28日変更 令和 5年 3月10日登記

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式133万1600株とする(本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数(以下「交付株式数」という。))は、100株とする。)、ただし、本項第(2)号乃至第(6)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。

調整後交付株式数=調整前交付株式数×株式分割等の比率

- (3) 「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)の規定に従って行使価額(「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」第(1)号に定義する。))が調整される場合(「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(5)号に従って「限行使価額(「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の修正)第(2)号に定義する。))のみが調整される場合を含むが、株式分割等を原因とする場合を除く。))は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする(なお、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(5)号に従って下限行使価額のみが調整される場合は、仮に「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(2)号又は第(4)号に従って行使価額が調整された場合における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。))。

調整前交付株式数×調整前行使価額

調整後交付株式数=
$$\frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (4) 本項に基づく調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数に係るのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- (5) 本項に基づく調整において、調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(2)号、第(4)号又は第(5)号による行使価額又は下限行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額又は下限行使価額を適用する日と同日とする。
- (6) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。))に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(2)号

項に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

令和 5 年 3 月 31 日変更 令和 5 年 4 月 14 日登記

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式1265万7700株とする（本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数（以下「交付株式数」という。）は、100株とする。）。ただし、本項第（2）号乃至第（6）号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。

調整後交付株式数＝調整前交付株式数×株式分割等の比率

- (3) 「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（行使価額の調整）の規定に従って行使価額（「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」第（1）号に定義する。）が調整される場合（「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（行使価額の調整）第（5）号に従って下限行使価額（「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（行使価額の修正）第（2）号に定義する。）のみが調整される場合を含むが、株式分割等を原因とする場合を除く。）は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（行使価額の調整）に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする（なお、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（行使価額の調整）第（5）号に従って下限行使価額のみが調整される場合は、仮に「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（行使価額の調整）第（2）号又は第（4）号に従って行使価額が調整された場合における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。）。、

調整前交付株式数×調整前行使価額

調整後交付株式数＝

調整後行使価額

- (4) 本項に基づく調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- (5) 本項に基づく調整において、調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（行使価額の調整）第（2）号、第（4）号又は第（5）号による行使価額又は下限行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額又は下限行使価額を適用する日と同日とする。
- (6) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（行使価額の調整）第（2）号④に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

令和 5 年 4 月 30 日変更 令和 5 年 5 月 12 日登記

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式1171万4910株とする（本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数（以下「交付株式数」という。）は、100株とする。）。ただし、本項第(2)号乃至第(6)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、交付株式数は次の章式により調整される。

$$\text{調整後交付株式数} = \text{調整前交付株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

- (3) 「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)の規定に従って行使価額(「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」第(1)号に定義する。)が調整される場合(「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(5)号に従って下限行使価額(「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の修正)第(2)号に定義する。)のみが調整される場合を含むが、株式分割等を原因とする場合を除く。)は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする(なお、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(5)号に従って下限行使価額のみが調整される場合は、仮に「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(2)号又は第(4)号に従って行使価額が調整された場合における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。)

調整前支付樣式數 $\times$ 調整前行使總額

調整後交付株式数 三—

調整後行使価額

- (4) 本項に基づき調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる上様未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- (5) 本項に基づき調整において、調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整：第(2)号、第(4)号又は第(5)号)による行使価額又は上限行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額又は上限行使価額を適用する日と同日とする。
- (6) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(2)号④に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

令和 5年 5月31日變更 令和 5年 6月 9日登記

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び給付数は当社普通株式108,3万1,200株とする(本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は、100株)

とする。)。ただし、本項第(2)号乃至第(6)号により交付株式数が調整される場合には、「新株予約権の目的である普通株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。」

- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。

調整後交付株式数＝調整前交付株式数×株式分割等の比率

- (3) 「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」
（行使価額の調整）の規定に従って行使価額（「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」第(1)号に定義する。）が調整される場合（「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（行使価額の調整）第(5)号に従って上限行使価額（「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（行使価額の修正）第(2)号に定義する。）のみが調整される場合を含むが、株式分割等を原因とする場合を除く。）は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（行使価額の調整）に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする（なお、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（行使価額の調整）第(5)号に従って下限行使価額のみが調整される場合は、仮に「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（行使価額の調整）第(2)号又は第(4)号に従って行使価額が調整された場合における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。）。

調整前交付株式数×調整前行使価額

調整後交付株式数＝ $\frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$

調整後行使価額

- (4) 本項に基づく調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる「株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。」

- (5) 本項に基づく調整において、調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（行使価額の調整）第(2)号、第(4)号又は第(5)号による行使価額又は下限行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額又は下限行使価額を適用する日と同日とする。

- (6) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（行使価額の調整）第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

令和 5 年 6 月 30 日変更

令和 5 年 7 月 7 日登記

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式986万2100株とする（本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数（以下「交付株式数」という。）は、100株とする。）。ただし、本項第(2)号乃至第(6)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。

調整後交付株式数＝調整前交付株式数×株式分割等の比率

- (3) 「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（行使価額の調整）の規定に従って行使価額（「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」第（1）号に定義する。）が調整される場合（「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（行使価額の調整）第（5）号に従って「上限行使価額」（「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（行使価額の修正）第（2）号に定義する。）のみが調整される場合を含むが、株式分割等を原因とする場合を除く。）は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（行使価額の調整）に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする（なお、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（行使価額の調整）第（5）号に従って下限行使価額のみが調整される場合は、仮に「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（行使価額の調整）第（2）号又は第（4）号に従って行使価額が調整された場合における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。）。

調整前交付株式数×調整前行使価額

調整後交付株式数＝ $\frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$

調整後行使価額

- (4) 本項に基づく調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- (5) 本項に基づく調整において、調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（行使価額の調整）第（2）号、第（4）号又は第（5）号による行使価額又は下限行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額又は上限行使価額を適用する日と同日とする。
- (6) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（行使価額の調整）第（2）号④に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

令和 5 年 7 月 3 1 日変更 令和 5 年 8 月 1 0 日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しない旨
260円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に交付株式数を乗じた額とする。
- (2) 行使価額は、当初403円とする。ただし、行使価額は「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（行使価額

の修正)又は「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)に従い、修正又は調整されることがある。

(行使価額の修正)

(1) 本新株予約権の発行後、行使価額は、本新株予約権発行要項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「決定日」という。)に、決定日の前取引日(ただし、決定日の前取引日に当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)がない場合には、その直前のVWAPのある取引日とする。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引のVWAPの9.2%に相当する金額(四捨五入小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の修正)に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

(2) 「下限行使価額」は、29.2円(ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)による調整を受ける。)とする。

(行使価額の調整)

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(2)号に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。

$$\begin{aligned} & \text{既発行} \quad \text{新発行・処分} \quad \text{1株当たりの} \\ & \text{普通株式数} + \text{普通株式数} \times \text{払込金額} \\ & \text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{時価}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}} \\ & \text{行使価額} \quad \text{行使価額} \end{aligned}$$

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(1) 「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき交付される場合、株式無償割当てにより交付される場合、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、変換若しくは行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、当社株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(2) 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合、調整後行使価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日

を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

③「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(3)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合(ただし、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を割り当てる場合を除く。また、新株予約権無償割当ての場合(新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。))は、新株予約権を無償で発行したものとみなして本条を適用する。)

調整後行使価額は、発行される証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利))に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして(なお、単一の証券(権利)に複数の取得価額又は行使価額が存する場合には、これらの当初の価額のうち、最も低い価額で取得され又は行使されたものとみなす。)、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券(権利)又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日(当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日)以降これを適用する。

ただし、本条に定める証券(権利)又は新株予約権の発行が買収防衛を目的とする発行である場合において、当社がその旨を公表のうえ本新株予約権者に通知し、本新株予約権者が同意したときは、調整後行使価額は、当該証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利))に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てについてその要項上取得の請求、取得条項に基づく取得又は行使が可能となる日(以下「転換・行使開始日」という。)において取得の請求、取得条項による取得又は行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、転換・行使開始日の翌日以降これを適用する。

④本号①乃至③の場合において、基準日又は株主確定日が設定され、かつ効力の発効が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会、取締役会、その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該承認があった日までの期間内に本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算式により算出される株式数の当社普通株式を追加交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金に上

る調整は行わない。

- (3) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日

(ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(2)号④の場合は基準日又は株主確定日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、当該算出において株主に株式の割当を受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日、また、それ以外の場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(2)号⑤の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日又は株主確定日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

④行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

- (4) 「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
①株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき(ただし、「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」第(2)号に定める場合を除く。)

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要が生ずるとき。

- (5) 「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(2)号の規定にかかわらず、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の修正)第(1)号に基づく行使価額の決定日と一致する場合その他行使価額の調整が必要とされる場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

- (6) 「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(行使価額の調整)第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額のみ調整される場合を含む。)(1)、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額(上限

行使価額を含む。）、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

新株予約権を行使することができる期間

2022年4月19日から2025年4月30日（ただし、「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」各号に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで（以下「行使可能期間」という。）とする。ただし、行使可能期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、医替機関（株式会社証券保管振替機構）が必要であると認めた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。

新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり「募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨」に定める払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併を行うこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となること（以下これらを総称して「合併等」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、又は、当社が株式交付により株式交付親会社の完全子会社となること（以下合併等を総称して「組織再編行為」という。）を当該株式交付親会社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり「募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨」に定める払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3) 当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり「募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨」に定める払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

令和 4年 4月18日発行

令和 4年 4月27日登記

東京都中央区築地五丁目6番4号
株式会社三井E&S

会社分割	令和3年2月1日東京都中央区築地五丁目6番4号株式会社三井E&S エンジン・エアリンクから分割 令和 3年 2月 1日登記
	令和4年4月1日千葉県市原市八幡海岸通一帯地株式会社N日ファミリーーズに分割 令和 4年 4月26日登記
吸収合併	令和5年4月1日東京都中央区築地五丁目6番4号株式会社三井E&S マンナリーを合併 令和 5年 4月 3日登記
	令和5年4月1日東京都中央区築地五丁目6番4号株式会社三井E&S ビジネスサービスを合併 令和 5年 4月 3日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
	令和 5年 6月28日廃止 令和 5年 7月 7日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社 平成18年 7月10日登記
	令和 5年 6月28日廃止 令和 5年 7月 7日登記
監査等委員会設置会社に関する事項	監査等委員会設置会社 令和 5年 6月28日設定 令和 5年 7月 7日登記
重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項	重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある 令和 5年 6月28日設定 令和 5年 7月 7日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成18年 7月10日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成11年 5月20日移記

東京都中央区築地五丁目6番4号
株式会社三井E&S

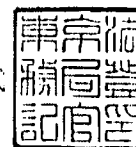


これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 5 年 8 月 3 0 日

東京法務局
登記官

佐 藤 美 智 代



整理番号 ア425611

* 上線のあるものは付添事項であることを示す。

70 / 70

PATENT

RECORDED: 01/24/2024

REEL: 066694 FRAME: 0574